

取除ノ義務は後に擧げる特別法令に規定せられた義務を汎稱するのである。而して取除の義務を怠るに付いては其の故意なると過失なるとを問はぬ。所謂懈怠犯と稱せられるものである。但し特別法に罰則あるときは其の規定に依りて處罰すべく本犯を以て論ずべきでない。

〔參照法令〕

- 汚物掃除法(明治三十三年)第一條
- 同法施行規則(明治三十三年)第一條乃至第四條ノ二、第十六條、第十七條ノ二
- 傳染病豫防法(明治三十年)第十條、第三十一條
- 同法施行規則(大正十一年)第二十四號
- ヘスト菌取扱取締規則(明治三十四年)第六條
- 結核豫防法(大正八年)第二條乃至第五條、第十四條、第十五條
- 同法施行令(勅令第四百五十號)
- 同法施行規則(大正八年)第一條乃至第三條、第五條、第六條
- 家畜傳染病豫防法(大正十一年)第一條、第八條乃至第十條、第二十條、第二十六條、第二十七條
- 同法施行規則(大正十二年)第五條乃至第八條

精神病者
監護懈怠

一 一 監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者

社會状態が複雑と爲ると共に精神病者が益々増加することは統計上證明せらるゝ事實である。此の如き精神病者は放火、殺人、傷害等諸種の危険なる犯罪を犯し易く殊に監置に係る者は其の虞が一層多い。故に監置を要するが如き重症の精神病者の監護義務者が其の監護を怠り之をして屋外に徘徊せしむるが如き場合には、社會は之に依つて非常な脅威を感ずるのであるから、保安警察上此の如き監護義務者に制裁を加ふるの必要がある。是れ本號を設けた所以である。而して屋外に徘徊しつゝある精神病者自體に對しては行政執行法第一條に依つて檢束を加へることを得るは勿論である。

本號の犯行は(一) 監護義務者が、(二) 監置に係る精神病者に付き、(三) 其の監護を怠つて屋外に徘徊せしむるに依つて成立する。本號の犯行の成立に付いては其の故意に出づると過失に出づるとを問はぬ。尙本號の犯行が監護義務者に限つて成立することは明文上は規定してはないけれども、監置に係る精神病者に付いてのみ其の監護を怠り屋外に徘徊せしむるに依つて一定の人が本號の制裁を蒙ることは明かであり、而して精神病者監護法第二條に依れば監護義務者に非ざれば精神病者を監置することを得ざるが故に、本犯の主體は監護者に限ると解するのである。

監護義務者には三種ある。次の如し。

第一 精神病者の後見人、配偶者、四親等内の親族及戸主是れである(精神病患者監護法第一條)。要するに精神病者と一定の親族關係を有する者である。

第二 精神病者の住所地の市區町村長又は所在地の市町村長是れである(同法第六條)。此等の者が監護義務を行ふのは第一所掲の監護義務者がない場合又は

其の義務を履行すること能はざる事由ある場合に限られるのである。

第三 精神病院法に依る精神病院の長是れである(精神病院法第一條、第四條、第六條、第七條)。

監置ニ係ル精神病者とは精神病患者監護法に依つて監置せられたる精神病者を謂ふのである。精神病者を監置せんとするときは行政廳の許可を受けねばならぬ。但し急迫の事情あるときは假に之を監置することが出来るが、此の假監置の期間は七日を超ゆることを得ず又二十四時間内に行政廳に届出ねばならぬのである(精神病患者監護法第三條)。私宅監置室、公私立精神病院及公私立病院の精神病室は行政廳の許可を受くるに非ざれば之を使用する事は出来ぬ(同法第九條)。精神病者とは民法、刑法に所謂心神耗弱者、心神喪失者は勿論精神状態健全ならざる者一切を含む頗る廣い意味であるが、其の監護を怠るに依つて本號の制裁を蒙る精神病患者は監置を要する比較的重症なる者に限られるが故に其の範圍は自ら限定されるのである。

條ノ規定ヲ準用ス

〔參照法令〕

精神病患者監護法(明治三十三年法律第三十八號)第四條、第五條、第八條第四項、第十九條、第二十條

同法施行規則(明治三十三年內務省令第三十五號)第一條乃至第三條、第十四條

精神病患者市區町村長ニ於テ監護ニ關スル件(明治三十三年勅令第二百八十二號)第二條、第四條

精神病患者タル在監人放免ニ關スル取扱手續(明治三十四年內務省訓令第七號)

精神病院法(大正八年法律第二十五號)

同法施行令(大正十二年勅令第三百二十五號)

同法施行規則(大正十二年內務省令第十七號)第五條乃至第七條

一二 濫ニ犬其ノ他ノ獸類ヲ嗾シ又ハ驚逸セシメタル者

濫に犬を嗾しかけ又は牛馬の類を驚逸せしむるが如き所爲は公の秩序、善良の風俗に反するが故に保安警察の立場上之を取締らねばならぬ。殊に此の如き所爲に依つて人畜の危害を蒙る場合が尠くないのであるから一層取締を嚴にする必要がある。是れ本號を設けた所以である。

本號の犯行は(一)濫に、(二)犬其の他の獸類を、(三)嗾し又は驚逸せしむ

るに依つて成立するのである。勿論故意に出でたることを必要とする。

濫ニとは前に説明せる如く嗾し又は驚逸せしむるに付き正當の事由なきことを謂ふのである。狩獵の爲に他獸に犬を嗾しかくるが如き所爲若くは正當防衛の爲め盜賊等に對し犬を嗾しかくるが如き行爲は固より正當の事由があるのであるから本號に依つて處罰するの限ではない。又驚逸せしむる原因が不可抗力に基くが如き場合も亦本號を適用することを得ぬ。例へば馬が電車又は自動車の音響に驚きて逸走したる場合の如し。

犬其ノ他ノ獸類とは讀んで字の如し本號は次號と異り獸類の種類に付き何等制限を設けぬが嗾し又は驚逸せしむるに依つて人畜に危害を及ぼす程度の獸類たるを要すること解釋上明かなるが故に自ら其の種類は制限せられるのである。

嗾シとは所謂嗾しかくる所爲を謂ふのである。犬に付いて實際上此の如き行爲が行はれることが多い。而して嗾しかけらるゝ相手方は人なると獸類たるを問はぬ。故に犬を喧嘩せしむるが如き行爲も本號に依つて處罰することを得

るは勿論である。

驚○逸○セ○シ○ム○とは該獸類を驚かして逸走せしむることを謂ふ。實際上は牛馬殊に馬に付いて問題と爲ることが多いのである。

犬を嚇しかくる行爲又は牛馬を驚逸せしむる行爲に依つて人に死傷の結果を生ぜしむることが多い。殊に雑沓の街に於て其の例が尠くない。此の如き場合には刑法の過失殺傷罪と本號との一所爲數罪と爲り結局重き過失殺傷罪に依り處罰せられるのである。

〔参照條文〕

刑法第二百九條 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ得テ之ヲ論ス

同法第二百十條 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一三 狂犬、猛獸等ノ緊鎖ヲ怠リ逸走セシメタル者

本號の立法の趣旨は前號と同様であつて、要するに狂犬、猛獸等の如き人畜に危害を及ぼす虞ある動物の緊鎖を怠つて之を逸走せしむるが如きは、公の秩

猛獸緊鎖
懈怠

序を保持する所以でないといふ保安警察上の立場より此の如き行爲を取締つたのである。

本號の犯行は(一)狂犬、猛獸等に付き、(二)其の緊鎖を怠つて之を逸走せしむるに依つて成立する。其の緊鎖を怠つて之を逸走せしむるに付いては故意に出づると過失に出づるとを問はぬ、所謂懈怠犯である。

狂○犬○の病性、原因、症候等に付いては獸疫豫防心得(明治三十年農商事務省告示第四號)に詳しく記載してあるから後に掲げて置く。

猛○獸○とは必ずしも動物學上の嚴密な用語ではなく一般普通の意義に於て理解すべきであつて、要するに人畜に危害を及ぼす程度の獸類を汎稱したものである。獅子、虎、豹、狼、猪、象等が所謂猛獸と稱すべき部類に入ることには疑ひない。尙狂犬、猛獸等と規定するが故に人畜に危害を及ぼす虞ある動物ならば必ずしも獸類に限らずと解すべく、従つて鱷、毒蛇、大蛇等の如き危険なる動物の監守を怠つて逸走せしむるが如き行爲は本號に依つて處罰して差支へない。

繫鎖とは必ずしも文字通りの意義に解する必要はない。要するに狂犬、猛獸等の逸走を防ぐに適當せる装置を謂ふものと解すべきである。従つて檻、金網等を含むものである。

逸走とは飼養者の監守を離れて自由に徘徊せしむることを謂ふのである。而して逸走せしめた上は實際上人畜に死傷の結果を生じなくとも本號の犯行が成立するのである。

本號の犯行を犯し狂犬、猛獸等に依つて人に死傷の結果を生ぜしめたる時は結局過失殺人罪、過失傷害罪等に依つて處罰せられることは前號の場合と同様である。

〔参照條文〕

舊刑法第二百四十九條 獸類ノ傳染病流行ノ際豫防規則ニ違背シテ獸類ヲ他處ニ出シタル者ハ十一日以上二月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス
家畜傳染病豫防法第二條 家畜カ傳染病ニ罹リ若ハ罹リタル疑アルトキハ又ハ牛疫、牛肺疫、口蹄疫若ハ狂犬病ニ感染シタル虞アルトキハ所有者、保管者又ハ診斷若ハ檢案シタル獸醫師ハ直ニ家

畜所在地ノ警察官吏又ハ家畜防疫委員ニ其ノ旨届出ツヘシ但シ家畜カ船車ニ搭載スルモノナルトキハ船長、鐵道係員又ハ軌道係員ハ最初ニ寄港又ハ停留シタル地ノ警察官吏又ハ家畜防疫委員ニ届出ツヘシ

同第三條 前條ノ家畜ニ付テハ所有者若ハ保管者又ハ家畜ヲ搭載スル船車ノ船長、鐵道係員若ハ軌道係員ハ警察官吏又ハ家畜防疫委員ノ指揮ニ從ヒ直ニ家畜ノ隔離其ノ他傳染病豫防上必要ナル處置ヲ爲スヘシ

前項ノ家畜ハ警察官吏又ハ家畜防疫委員ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ殺スコトヲ得ス但シ鷄及鶩ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

同第四條 左ニ掲グル家畜ハ所有者又ハ保管者ニ於テ警察官吏又ハ家畜防疫委員ノ指揮ニ從ヒ直ニ之ヲ殺スベシ

- 一 牛疫、牛肺疫又ハ狂犬病ニ罹リタル家畜
 - 二 牛疫ニ感染シタル鹿アル家畜但シ第七條ノ規定ニ依リ免疫血清ノ注射ヲ行フモノヲ除ク
- 狂犬病ニ罹リタル犬ニ付所有者又ハ保管者緊急ノ必要アリト認ムルトキハ前項ノ指揮ヲ待タスシテ之ヲ殺スコトヲ得

獸疫豫防心得第三十六項中(十)狂犬病ノ節抜萃

〔病性〕 狂犬病ハ犬屬ノ固有傳染病ニシテ狂犬ノ咬傷ニ由テ人、家畜(犬、猫、牛、馬屬、豚、羊、山羊)家禽及野獸ニ傳染ス

〔原因〕 傳染毒ノ本體ニ關シテハ諸種ノ説アルモ未タ明確ナラス病毒ハ腦脊髓及唾液中ニ存シ

體外ニ於テハ發育セス

〔症候〕 潜伏期ハ一定セス犬ニ於テハ平均三週乃至六週ニシテ長キハ數月ニ亙リ短キハ數日ニ過

キス

狂犬病ニ噪狂、鬱狂ノ二種アリ固ト是レ同一ノ病ニシテ唯症狀ヲ異ニスルノミバストール氏ノ説ニ據レハ噪狂ハ主トシテ腦ヲ侵ストキ及病毒ヲ直接ニ腦ニ接種スルトキニ發シ鬱狂ハ專ラ脊髓ヲ侵ストキ又ハ病毒ヲ皮下ニ接種スルトキニ發スト云フ噪狂ハ鬱狂ニ變シ鬱狂亦噪狂ニ轉スルコトアリ又二者ノ中間ニ位スル症狀アリ而シテ狂犬病ハ定型的ノ急性病ニシテ必ス死ニ歸スルモノトス

甲 噪狂 噪狂ニ三期アリ前驅期、刺戟期、麻痺期是ナリ

(一)前驅期又ハ沈憂期ハ半日乃至二日間持續ス此間病犬ノ舉動一變シ豫惡執拗トナリ不安ニシテ憤怒、驚愕シ易ク動モスレハ膝下ニ潛匿シ頻ニ居所ヲ變シ時ニ卒然躍起ス罕ニハ從順、温和ナル者アリ又咬傷部ニ異狀ノ癢覺ヲ感シ自ラ之ヲ嚙ミ或ハ之ヲ舐ム味覺一變シ常食ヲ嫌ヒ好テ寒冷ノ物ヲ舐メ藜、草、土石、木片、硝子ノ碎片、糞糞ノ如キ種々ノ異物ヲ嚙下シ甚シキハ自己ノ糞尿ヲ啖フ或ハ絶エス自己若クハ他犬ノ生殖器ヲ嗅キ若クハ之ヲ舐ム此期ニ於テ已ニ輕微ノ咽頭痙攣、嘔意及ヒ便秘ヲ見ル(二)刺戟期ハ三四日ニ亙リ狂亂及痙攣ノ發作ヲ來シ各發作ハ數時間ニ涉ル此期ニ於テハ不安ノ微益々加ハリ柵柵、鐵鎖等ヲ嚙斷シ或ハ窓戸ヲ破壞シテ逃逸セント欲ス戶外ニ在レハ目的無クシテ奔走シ間々遠隔ノ地ニ到ル又大ニ咬癖ヲ發シ眞ニ發狂ノ

一四 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ牛馬其ノ他ノ動物ヲ虐待シタル者

公衆の目に觸るべき場所で牛馬其の他の動物を虐待する行為は往々其の例のあることであるが、此の如き行為は人をして不快の感を惹起せしめ善良の風俗に反すること疑なきが故に本號を設けて取締つたのである。舊刑法違警罪の規

狀ヲ呈シ人畜ヲ間ハス途中ニ遭遇スル者ハ悉ク之ヲ咬傷ス其咬力ノ劇シキ間々齒牙ヲ破碎スルニ至ル又自體ノ尾、陰具、四肢等ヲ嚙ムモノアリ人畜ヲ避ケケ全ク人ヲ咬傷スルノ傾向ナキモノハ例外ニ屬ス音聲ハ全ク一變シ粗嘎ノ聲ヲ放テ哮吠ス蓋シ音聲ハ聲帯ノ麻痺ニ由ルモノニシテ診斷上ノ一大要徴ナリ或ハ狂亂セスシテ專ラ沈鬱ノ狀ヲ呈シ痴鈍幻惑一所ヲ凝眸虛視シ空中ニ向テ蠅ヲ捕フル狀ヲ爲シ絶エス吠鳴シ鞭等ヲ意トセサルモノアリ但シ馴習宜シキヲ得タル犬ハ瞑目ニ至ルマテ主人ノ命ニ服スルモノアルモ斯ノ如キハ絶無稀有ニ屬ス(三)麻痺期又ハ末期ニ於テハ病獸大ニ羸瘦シ粗毛豎起、眼球陷沒、咽喉麻痺シテ一物ヲモ嚙下スル能ハス大ニ涎ヲ流ス續テ下顎麻痺シ口ヲ哆キ舌ヲ出ス終ニ後肢、尾、直腸、膀胱亦癱瘓シ五日乃至八日ヲ(遲クモ第十日)經レハ腦麻痺及全身虛脫ノ爲メニ斃ル狂犬病ノ經過中體溫ノ高低ニ關シテハ定説ナシヘリング氏等ハ攝氏三度以上モ昇騰シ又速ニ沈下スルヲ見タリ

乙 鬱狂 噪狂ト異ル點ハ刺戟狂亂期ヲ缺如スルカ若クハ其期極テ短ク夙ニ下顎麻痺ヲ發スルニ在リ

定中には之に類似の規定は見當らぬのであつて結局道德上の問題として放任してゐたのであるが、本令制定と共に獨逸刑法第三百六十條第十三號の規定に則り新に設けられたのである。獨逸刑法第三百六十三條第十三號の規定は「公然又ハ人ヲシテ不快ノ感ヲ惹起セシムルカ如キ方法ヲ以テ動物類ヲ虐待酷遇シタル者」を百五十馬克以下の罰金又は拘留に處することを定めてゐる。

本號の犯行は(一)公衆の目に觸るべき場所に於て、(二)牛馬其の他の動物に對し、(三)虐待を加へるに依つて成立する。

公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所の意義に就いては第二號に於て詳述したから此處に再び述べぬ。

牛馬其ノ他ノ動物と規定し動物の種類に付き何等の制限を設けてないから其の適用範圍極めて廣い様に見えるが、特に牛馬を例示せる點より見れば人に飼養せられてゐる動物に限ると解すべく、狩獵に依つて野生の動物を捕獲するが如き行爲は含まぬのである。而して人に飼養せられてゐる動物ならば牛、馬、

犬、猫、雞等の所謂家畜、家禽に限ることなく、獅子、虎、豹等の猛獸類に對しても見る人をして不快の感を起さしむるが如き苛酷の取扱を爲すことは本號に該當するのである。尙本號は蛇等の爬蟲類、蛙等の兩棲類に對する苛酷の行爲を含まぬものと解すべく魚類、昆蟲類等に對する慘酷の行爲を罰するものに非ざること勿論である。

虐待とは見る者をして不快の感を起さしむる程度の慘酷の行爲を謂ふのである。彼の牛馬に過重の荷物を積載して之を挽かしめ其の歩みを止むるに及んで之に苛烈なる笞を加える光景は往々路上に見受けることであるが本號に該當すること勿論である。尙虐待行爲であつても正當の事由に基くときは本號に依つて處罰すべき限でない。例へば野犬、狂犬を撲殺するが如き又諸種の獸疫に罹れる牛、馬、羊、豚を撲殺するが如き是である。

一五 濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚瀆シ若ハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札、招牌、賣貸家札其ノ他ノ類ヲ汚瀆シ若ハ撤去シタル者

工作物
標汚瀆

濫に他人の工作物の類を汚瀆し若くは之に貼紙を爲し又は他人の榜標の類を汚瀆し若くは之を撤去する行爲は其の他人の迷惑尠からざるは勿論此の如き行爲を放任するときは社會の秩序を維持することが出来ぬ。故に處罰令は第二條第二十六號を設けて官公署の設置に係る榜標を汚瀆し又は撤去したる者を處罰したが、更に本號を設けて私人の設置に係る榜標の類を保護し又公私の工作物の保護を期したのである。

本號の犯行の目的物は（一）他人の家屋其の他の工作物、（二）他人の標札、招牌、賣貸家札其の他の榜標の類の二種である。次に處罰される行爲は四箇ある。曰く他人の工作物を汚瀆する行爲、曰く他人の工作物に貼紙を爲す行爲、曰く他人の榜標の類を汚瀆する行爲、曰く他人の榜標の類を撤去する行爲である。

濫ニの意義は前に屢述べたから此處に繰返さぬ。

他人ノ工作物とは他人の占有する工作物の意味である。必ずしも他人の所有

に屬することを必要とせぬ。故に自己の所有せる家屋と雖も他人に貸與し他人の占有に屬する場合に之を汚瀆し又は貼紙を爲すときは本號の犯行を構成するものと解すべきである。工作物とは工作を加へて成れる物にして土地と直接の關係を有する物を謂ふのである。建物は其の最も重要なものであるが建物と云ふより其の範圍廣く橋梁、埠頭、堤防、井戸、溝渠、電柱、電柱に附着せしめられたる電線、遊動圓木、記念碑、地窖、門、圍障等の類を總稱するのである。本號は家屋を例示してゐるに止まる。而して尙本號に所謂工作物は公有なると私有なるとを問はぬものと解釋すべきである。

汚瀆とは例へば泥土を塗るが如き又樂書を爲すが如き該工作物の外觀を害する一切の行爲を指稱するのである。但し損壞の程度に達しないことを必要とする。損壞の程度に達すれば刑法の建物損壞罪に依つて處罰せらるべく本號の適用はないのである。

貼紙とは必ずしも文字通りに解する必要なく濫に板、ブリキの類を打ちつけ

るのも本號に該當するのである。

榜標ノ類とは目標とする爲めの一切の設備を謂ふ。而して本號の所謂榜標は私有なることを必要とする。若し榜標が公有なるときは本令第二條第二十六號の規定に依り處罰せらるべく本號を適用すべきではない。本號は榜標の例示として標札、招牌、賣貸家札を擧げた。標札とは名札を謂ひ招牌とは看板を謂ふのである。

撤去とは單に取り除くことを謂ふ。之を自己に領得するの意思があれば竊盜罪に問擬せられるのであつて本號適用の限りでない。故に撤去は領得の意思なく惡戲行爲として爲されるときに本號が適用せられるのである。

本號の所謂汚瀆の行爲は損壞の程度に達せざることを必要とし又所謂撤去の行爲は竊取にあらざることを必要とする。これは前述の如くである。而して汚瀆と損壞との差は寧ろ程度の問題であるが撤去と竊取とは領得の意思の存否を以て定むべきである。

〔参照條文〕

刑法第二百六十條 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

同法第二百六十一條 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

同法第二百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ貸貸シタルモノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル

同法第二百三十五條 他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ十年以下ノ懲役ニ處ス

一六 橋梁又ハ堤防ヲ損壞スルノ虞アル場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

本號は橋梁及び堤防を保護する爲の規定である。橋梁を損壞すれば公衆の往來を妨害することゝ爲り、又堤防を決潰すれば人畜、農作物等に對する甚大なる被害を生ぜしむるが故に、橋梁、堤防の類の保護に付いては遺憾なきを期せねばならぬ。國家は刑法に於て橋梁を破壊する所爲及堤防を決潰する所爲を夫夫處罰してゐるが、事を未然に防ぐ爲には此の如き公共の安危に關する重大なる物を損壞するの虞ある行爲を取締る必要があるのである。故に本號を設けて橋

橋梁堤防
損壞危険

梁又は堤防を決潰するの虞ある場所に舟筏を繋ぐ行爲を取締ることにした。

本號の犯行は(一)橋梁又は堤防を損壞するの虞ある場所に、(二)舟筏を繋ぐ行爲を爲すに依つて成立するのである。故意を要すること勿論である。

橋梁又は堤防ヲ損壞スルノ虞アル場所とは橋梁又は堤防其のものに舟筏を繋ぎたる場合は勿論苟くも橋梁を破壊し堤防を決潰するの危険ある場所なれば足るの法意である。而して橋梁又は堤防を損壞するの虞ありや否やは各場合に決すべき事實問題である。本號は洪水等の爲めに橋梁又は堤防が危険に瀕した場合に最も多く適用を見るであらう。尙ほ橋梁は其の大小を問はぬことは勿論であるが、舟筏が通行し得る程度の河川に架した橋梁なることを要するは條文上明かである。鐵橋なると木橋なると石橋なるとを問はぬ。問題と爲るは棧橋の如き海中に突出したものを尙橋梁と云ふ中に包含せしむべきや否やであるが、棧橋と雖も本號に依つて取締る必要ありとして所謂橋梁の中に含ませて差支へない。次に堤防と云ふ中には河川の堤防は勿論海中の防波堤の類をも含ませて解

釋すべきである。

舟筏の字義に付ては説明を要せぬ。本號に依つて取締るべきものの中には規模大なる船舶の類は含まぬのである。然しながら發動機船の類迄は本號に所謂舟の中に包含せしむべきである。尙材木を個々別々に流すが如きは本號に所謂筏とは云へぬ。筏と云ふには少くとも二個以上の材木を組合はせたことを必要とするのである。

繋グとは一定の場所に繋留するの意であつて單に舟筏を放置するが如きは包含せぬものと解すべきである。

橋梁又は堤防を破壊せんことを企て本號の犯行を犯し因て其の目的を遂げたるときは刑法の規定に依りて處罰せらるべきである。

〔参照條文〕

刑法第二百三條 堤防ヲ決潰シ、水閘ヲ破壊シ其他水利ノ妨害ト爲ル可キ行爲又ハ溢水セシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

同法第二百四條 陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シテ往來ノ妨害ヲ生セシメタル者ハ二年以

警察犯處罰令釋義

下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

田市通行

一七 通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬車ヲ牽入レタル者

通路なき他人の田圃を通行し又は此に牛馬諸車を牽入るるが如き行爲は、其の田圃の所有者又は耕作者に非常な迷惑と爲るのみならず稻、麥、野菜其の他の有用植物が植を付けてある場合には此等に及ぼす被害が尠くないから本號を設けて此の如き行爲を取締るのである。然し本號は所有者又は耕作者の私益を保護せんとする規定なるが故に、所有者又は耕作者の明示若くは默示の承諾があつた場合は本號を適用すべきでない、例へば演習等の場合の如し。又天災事變其の他緊急の必要ある場合に於ては假令通路なき他人の田圃を通行し又は牛馬車を牽入るゝも本號に依つて處罰することを得ぬ。蓋し刑法の緊急避難の規定が適用されるからである。

本號の犯行は(一)通路なき他人の田圃を、(二)通行し又は牛馬車を牽入る

るに依つて成立する。

通路ナキ他人ノ田圃とは語義明かである。通路ある場合に其の通路を通行するは本號の犯行を構成せぬ例へば畦道、畝道を通行するが如し。又自己の田圃ならば通路なきも本號の犯行を構成せぬこと勿論である。田圃とは田畑を總稱する語辭である。其の植物を植えてあるや否やは問ふ所でない。

通行とは必しも通過したることを要せず。通過の目的なくも該田圃内を歩行すれば足るのである。

牛馬諸車とは牛、馬等の形體大なる家畜類及牛車、馬車、荷車、人力車、自転車、自動車等一切の車類を謂ふのである。英法系の諸國では牛、馬、羊、豚等の家畜類が他人の田畑に侵入した場合には不法行爲の一種なるトレスパスとして民事上損害賠償の問題を生ずるのであるが、獨法系の諸國では此の如きことはない。我國に於ても單に牛馬の如きに限つて之を他人の田畑に牽き入るゝに依り處罰令に該當するに過ぎぬ。

田圃に植物が植を付けてある場合に此等の植物例へば稻、麥、野菜等を損壞するの故意を以て他人の田圃を通行し又は此に牛馬諸車を牽き入れ因て其の目的を遂げたるときは刑法の財物損壞罪の規定に依つて處罰せらるゝのである。

〔参照條文〕

刑法第二百六十一條 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

同法第二百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シタルモノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル

第四條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

警察犯處罰令は前三箇條に於て如何なる違反行爲を如何なる刑罰に依つて處罰すべきやを定めた。而して第一條に規定する違反行爲に對しては常に拘留の

刑を以て處罰すべく、第二條に規定する違反行爲に對しては拘留又は科料を選択して處罰すべく、第三條に規定する違反行爲に對しては科料の刑を以て處罰すべきものとしたのである。斯くて處罰令は其の第四條に於て本令の違反行爲に對する教唆及從犯を如何に取扱ふべきかを規定した。刑法第六十四條の規定に依れば『拘留又ハ科料ノミニ處スヘキ罪ノ教唆者及ヒ從犯ハ特別ノ規定アルニ非サレハ之ヲ罰セス』とあるが故に處罰令に於て教唆者及從犯を處罰する爲には第四條の如き規定を設くるの必要があるのである。

教唆及從犯は共同正犯と共に所謂共犯の三個の態様を爲すものであつて其の根本の觀念に就ては非常に議論のあるところであるが本書に於ては單に教唆及從犯の意義を簡單に述ぶるに止める。

教唆とは故意に他人をして犯意を生ぜしめ因て一定の犯罪行爲を實行するに至らしむるを謂ふ。而して其の要件としては(一)教唆者が責任能力者なることを要する。教唆者が責任能力を有せざれば之に刑事責任を歸せしむるを得ぬ

からである。(二)被教唆者も亦責任能力者でなければならぬ。被教唆者が責任能力を有せざるとき即ち十四歳に満たざる者又は心神喪失者なるときは之をして犯罪を實行するに至らしめた者が正犯としての責を負ふのであつて犯罪を實行した者は刑責を負ふことはない。是れ所謂間接正犯の理論である。(三)教唆者に他人をして犯罪を實行せしむるの意思あることを要する。(四)被教唆者が教唆者の教唆に因て犯意を生じ其の結果犯罪を實行するに至つたことを要する。従犯とは正犯を幫助する者を謂ふ。幫助行爲は正犯の犯罪實行を容易ならしむべき一切の援助行爲を包含する。器具を給與し誘導指示するは勿論其の他有形の援助なると無形の助言なるとを問はず實行行爲に非ざる一切の應援は幫助行爲に屬するのである。

本條は教唆者及従犯は各本條に照して之を處罰するものとし情狀に依り其の刑を免除し得ることとした。各本條に照してとは各本條の刑に依つて教唆者及従犯を處罰するの法意である。但し情狀に依り其の刑を免除し得るものとした

のは本令の規定する違反行爲は概して輕微であつて之を教唆し又は幫助したる者に對し情狀に依り其の刑を免除しても社會の公安を害する虞なしと爲したのである。尙其の刑を減輕し得る者の規定を設けなかつたのは拘留、科料共其の最短期最小額より最長期最高額迄を科したるが故に、其の範圍内に於て自由に酌量し得べく特に減輕の規定を設くるの必要を見ざりしに因るのである。

本條は教唆者及従犯のみに規定し刑法の如く教唆者を教唆したる者及び従犯を教唆したる者に就き規定を設けざりしは其の罪極めて輕微なるに因るものであつて従つて此の如き教唆者の教唆者及従犯の教唆者は本令に於ては處罰するの限でない。

本令の法定刑なる拘留、科料の刑は一年の時効により消滅すれども、本令違反罪の公訴權は六箇月の短期時効により消滅することに注意せねばならぬ。故に本令違反者を檢舉しても犯行後六月を経過したものは罰することを得ぬのである。(刑事訴訟法第二百八十一條第七號)

時効

警察犯處罰令(明治四十一年九月二十九日
內務省令第十六號)

改正、大正八年第十七號

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス

- 一 故ナク人ノ居住若ハ看守セサル邸宅、建造物及船舶内ニ潜伏シタル者
- 二 密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者
- 三 一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者
- 四 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

- 一 合力、喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者
- 二 乞丐ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
- 三 濫ニ寄附ヲ強請シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品、入場券等ヲ配付シ

タル者

- 四 入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若ハ落札人ニ對シ其ノ事業又ハ利益ノ分配若ハ金品ヲ強請シタル者
- 五 他人ノ業務ニ對シ惡戲又ハ妨害ヲ爲シタル者
- 六 新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者
- 七 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者
- 八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者
- 九 祭事、祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戲又ハ妨害ヲ爲シタル者
- 十 自己占有ノ場所内ニ老幼、不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者若ハ人ノ死屍、死胎アルコトヲ知リテ速ニ警察官吏ニ申告セサル者

前項ノ死屍、死胎ニ對シ警察官吏ノ指揮ナキニ其ノ現場ヲ變更シタル者
十一 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者

十二 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ト爲ルヘキ行爲ヲ爲シタル者

十三 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危険ノ虞アルトキ點燈其ノ他豫防ノ裝置ヲ爲スノ義務ヲ怠リタル者

十四 劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタル者

十五 雜沓ノ場所ニ於テ制止ヲ肯セス混雜ヲ増スノ行爲ヲ爲シタル者

十六 人ヲ誑惑セシムヘキ流言浮説又ハ虚報ヲ爲シタル者

十七 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱、符呪等ヲ爲シ若ハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者

十八 病者ニ對シ禁厭、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符、神水等ヲ與ヘ醫療

ヲ妨ケタル者

十九 濫ニ催眠術ヲ施シタル者

二十 官職、位記、勳爵、學位ヲ詐リ又ハ法令ノ定ムル服飾、徽章ヲ僭用シ若ハ之ニ類似ノモノヲ使用シタル者

二十一 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ肯セサル者

二十二 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ妨ケ若ハ其ノ水路ニ障碍ヲ爲シタル者

二十三 河川、溝渠又ハ下水路ノ疏通ヲ妨クヘキ行爲ヲ爲シタル者

二十四 自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者

二十五 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者

二十六 官公署ノ榜示シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セル禁條ヲ犯シ又ハ其ノ設置ニ係ル榜標ヲ汚瀆シ若ハ撤去シタル者

- 二十七 水火災其他ノ事變ニ際シ制止ヲ肯セスシテ其ノ現場ニ立入り若ハ其ノ場所ヨリ退去セス又ハ官吏ヨリ援助ノ求ヲ受ケタルニ拘ラス傍觀シテ之ニ應セサル者
- 二十八 濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者
- 二十九 他人ノ田野、園圃ニ於テ菜果ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者
- 三十 使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其ノ自由ヲ妨ケ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者
- 三十一 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタル者
- 三十二 他人ノ身體、物件又ハ之ニ害ヲ及ホスヘキ場所ニ對シ物件ヲ抛澆シ又ハ放射シタル者
- 三十三 神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其ノ他之ニ類スル物ヲ汚瀆シタル者

- 三十四 人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者
- 三十五 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者
- 三十六 不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者
- 三十七 濫ニ他人ノ繫キタル舟筏、牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタル者

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

- 一 許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解剖シ又ハ之レカ保存ヲ爲シタル者
- 二 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ袒裼、裸裎シ又ハ臀部、股部ヲ露ハシ其ノ他醜態ヲ爲シタル者
- 三 街路ニ於テ屎尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
- 四 濫ニ銃砲ノ發射ヲ爲シ又ハ火藥其ノ他劇發スヘキ物ヲ玩ヒタル者
- 五 家屋其ノ他ノ建造物若ハ引火シ易キ物ノ近傍又ハ山野ニ於テ濫ニ火ヲ焚ク者

六 石灰其ノ他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタル者
七 開業ノ産婆故ナク妊婦、産婦ノ招キニ應セサル者（大正八年内務省令第十七

號ヲ以テ本號ヲ改正）

八 故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者

九 炮煮、洗滌、剥皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設
ケス店頭ニ陳列シタル者

十 濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レカ取除ノ義務ヲ忘リタル
者

十一 監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ忘リ屋外ニ徘徊セシメタル者

十二 濫ニ犬其ノ他ノ獸類ヲ啖シ又ハ驚逸セシメタル者

十三 狂犬、猛獸等ノ繋鎖ヲ忘リ逸走セシメタル者

十四 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ牛馬其ノ他ノ動物ヲ虐待シタル者

十五 濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚瀆シ若ハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他

人ノ標札、招牌、賣貸家札其ノ他榜標ノ類ヲ汚瀆シ若ハ撤去シタル者

十六 橋梁又ハ堤防ヲ損壞スルノ虞アル場所ニ舟筏ヲ繋キタル者

十七 通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬諸車ヲ牽入レタル者

第四條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ
之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

附 則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令と朝鮮、臺灣及關東州の罰則との對照索引

警察犯處罰令	(朝鮮)警察犯處罰規則	臺灣	違警例	(關東州)警察犯處罰規則
一ノ一	一ノ一	一ノ二	一ノ二	一ノ二
一ノ二	一ノ三	一ノ六二	一ノ六二	一ノ五四
一ノ三	一ノ二	一ノ一	一ノ一	一ノ一
一ノ四	一ノ四	一ノ三	一ノ四	一ノ四
二ノ一	一ノ五	一ノ四	一ノ五	一ノ五
二ノ二	一ノ七	一ノ五	一ノ三	一ノ三
二ノ三	一ノ六五	一ノ四	一ノ五	一ノ五
二ノ四	一ノ〇	一ノ七	一ノ一	一ノ一
二ノ五	一ノ七	一ノ三	一ノ三	一ノ三
二ノ六	一ノ六	一ノ三六	一ノ九	一ノ九
二ノ七	一ノ四	一ノ三八	一ノ七	一ノ七
二ノ八	一ノ三六	一ノ三七	一ノ八	一ノ八
二ノ九	一ノ三六	一ノ三二	一ノ三九	一ノ三九
二ノ一〇	一ノ七四	一ノ七五	一ノ四八	一ノ四八

警察犯處罰令	(朝鮮)警察犯處罰規則	臺灣	違警例	(關東州)警察犯處罰規則
二ノ一一	一ノ三九	一ノ一一	一ノ一一	一ノ二二
二ノ一二	一ノ四〇	一ノ一〇二乃至一ノ五二	一ノ二八	一ノ二二
二ノ一三	一ノ一四	一ノ一〇三	一ノ一〇三	一ノ二二
二ノ一四	一ノ三八	一ノ一三	一ノ一三	一ノ四〇
二ノ一五	一ノ四三	一ノ四七	一ノ四七	一ノ四〇
二ノ一六	一ノ二一	一ノ一六	一ノ一六	一ノ六
二ノ一七	一ノ二二	一ノ一七	一ノ一七	一ノ三七
二ノ一八	一ノ二三	一ノ七七	一ノ七七	一ノ三七
二ノ一九	一ノ二四	一ノ七八	一ノ七八	一ノ三六
二ノ二〇	一ノ二七	一ノ三九	一ノ三九	一ノ三六
二ノ二一	一ノ二八	一ノ一二	一ノ一二	一ノ四二
二ノ二二	一ノ六〇	一ノ八〇	一ノ八〇	一ノ四二
二ノ二三	一ノ六一	一ノ一七	一ノ一七	一ノ五七
二ノ二四	一ノ八一	一ノ六六	一ノ六六	一ノ三一
二ノ二五	一ノ四四	一ノ〇九	一ノ〇九	一ノ二三
二ノ二六	一ノ三一	一ノ二八乃至一ノ二九	一ノ二八乃至一ノ二九	一ノ二七

二ノ二七	一ノ四五	一ノ四三	二ノ二七	一ノ四三	一ノ一八
二ノ二八	一ノ六五	一ノ九二	二ノ二八	一ノ九二	一ノ三四
二ノ二九	一ノ六八	一ノ九四	二ノ二九	一ノ九四	一ノ二九
二ノ三〇	一ノ三四	一ノ三五	二ノ三〇	一ノ三五	一ノ五一
二ノ三一	一ノ三五	一ノ八九	二ノ三一	一ノ八九	一ノ二四
二ノ三二	一ノ五八	一ノ六一	二ノ三二	一ノ六一	一ノ二五
二ノ三三	一ノ六六	一ノ六三	二ノ三三	一ノ六三	一ノ三三
二ノ三四	一ノ七五	一ノ七三	二ノ三四	一ノ七三	一ノ五〇
二ノ三五	一ノ七七	一ノ八五	二ノ三五	一ノ八五	一ノ一三
二ノ三六	一ノ七八	一ノ八六〇	二ノ三六	一ノ八六〇	一ノ一四
二ノ三七	一ノ七二	一ノ三一	二ノ三七	一ノ三一	一ノ二六
三ノ一	一ノ七六	一ノ七二	三ノ一	一ノ七二	一ノ五三
三ノ二	一ノ五六	一ノ六八	三ノ二	一ノ六八	一ノ五六
三ノ三	一ノ五七	一ノ八一	三ノ三	一ノ八一	一ノ五九
三ノ四	一ノ五五	一ノ八	三ノ四	一ノ八	一ノ五六
三ノ五	一ノ五〇	一ノ二	三ノ五	一ノ二	一ノ一五
三ノ六	一ノ八三	一ノ二五	三ノ六	一ノ二五	一ノ一六

警察犯處罰令 (朝鮮) 警察犯處罰規則 臺 灣 違 警 令 (關東州) 警察犯處罰規則

三ノ七	特ノ二	一ノ七六	一ノ四五
三ノ八	一ノ三〇	一ノ九〇	一ノ四五
三ノ九	一ノ八〇	一ノ一五	一ノ五九
三ノ一〇	一ノ五九	一ノ一五	一ノ六〇
三ノ一一	一ノ五五	一ノ四五	一ノ三五
三ノ一二	一ノ五一	一ノ一〇一	
三ノ一三	一ノ五二	一ノ四六	
三ノ一四	一ノ五三	一ノ九八	一ノ五二
三ノ一五	一ノ五四	一ノ九八〇	一ノ二八
三ノ一六	一ノ六七	一ノ六七	一ノ三〇
三ノ一七	一ノ七一	一ノ四九	
四	一ノ七三	一ノ九三	

改訂 增補 警察犯處罰令釋義 (終)

改正
違警罪即決例釋義

第一條 警察署長及ヒ分署長又ハ其代理タル官吏ハ其管轄
地内ニ於テ犯シタル違警罪ヲ即決スヘシ、但私訴ハ此限
ニ在ラス

本條は即決處分權を有する機關と、其權限行使の地域を定めた規定である。
其の即決處分を爲し得る機關は、

- 一、警察署長
- 二、分署長
- 三、其の代理たる官吏

此の三者に限定せられてゐる。而して分署長は大正十五年六月三日分署廢止

の爲、分署長なる職制が無くなつた結果、現在では空文になつて居る。

警察署長たることを要件として居るが故に、警視廳の如く警察署長と云ふ職制の無い官廳に於ては、此の即決處分の權限を有するものが無い。即ち警視廳に勤務して居る警部若くは巡查は、警察署長を代理することが無いから、即決處分を爲すことが出来ないのである。

即決處分權を有する警察署長、又は其の代理たる官吏は其の管轄區域内に於て犯したる違警罪に限り、此の處分を爲すことを得るが故に、犯罪地の警察官署が其の事件を管轄するのである。其の結果として、被告人が他の警察署の管内に居住して居る如き場合、其の者に對する即決處分を爲すには、被告人居住地を管轄する警察署長に即決處分の囑託を爲すことは出来ない。但即決處分に依り確定したる刑を執行する爲、他の警察署に執行の囑託を爲し得べきことは勿論である。即決處分の囑託と即決處分に依り確定したる刑の執行とは、全く其の趣旨を異にするからである。

抑も違警罪即決例に所謂違警罪とは、今日如何なる罪を指稱するかを明かにする必要がある。違警罪と云ふのは、舊刑法が採用したる罪名であつて、現行刑法實施の際其の經過法たる刑法施行法第三十一條に「拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ違警罪ト看做ス」と規定して居る。従て現在に於ける違警罪の範圍は、警察犯處罰令其他拘留又は科料の制裁規定ある警察法規に違反する罪全部を包含するのである。

違警罪は斯の如く拘留又は科料と言ふが如き、罪質、刑期共に輕微なる犯罪であるから、是を審判するに當り出来るだけ簡易な訴訟手續に依り、裁判事務の澁滞を防ぐと共に、警察權の執行を完全ならしめ、一方被告人にも訴訟の爲多數の日數と多額の費用を節約せしむる爲、公私兩方面の利益を考へて、違警罪を即決する所謂違警罪即決例が制定せられたのである。

違警罪即決例は明治十八年の太政官布告で、憲法發布前の法規であるが、憲法第七十六條に依つて憲法發布後に於ても其の效力を持續して居る。或る論者

は明治二十三年十一月施行の裁判所構成法第十六條に、

「區裁判所ハ刑事ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 拘留又ハ科料ニ該ル罪

と規定してゐるから、裁判所構成法實施と同時に、拘留又は科料に該る所謂違警罪は、區裁判所の管轄に屬し、警察官署に於て即決例に依り即決處分を爲し得ざることと爲り、即決例は當然廢止せられたるものであると言ふものがあるが、此の點に就いては裁判所構成法施行條例第九條に「違警罪即決例ハ裁判所構成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ」と特に明記してゐるから、現在まで即決例の效力あることは今更論ずる必要は無い。

違警罪即決例は右述べた如く、其の制定に關し特殊なる點に於て、刑事訴訟法と對立し、別箇獨立の存在を爲して居る。従つて刑事訴訟法との關係は、普通法と特別法との關係に非ず。違警罪即決例を解釋適用するには、違警罪即決例の規定のみに依らねばならぬ。然るに即決例は僅かに十數條の明文あるに止

り、其の不完全なること言ふを俟たず。實際是を運用する上に於て幾多規定の無い爲、困難な問題に逢著するが、斯の如き場合は同じく訴訟手續法たる刑事訴訟法を精神を汲み、之が解釋適用するより他無いのである。

違警罪即決處分は警察署長又は其代理たる官吏が、拘留又は科料の刑罰を科する即決處分である。即ち行政官廳が刑罰權を行使する點から、此の即決處分の本質に關して今日裁判說と行政處分說と對立して論争せられて居る。

今此の兩說に就いて其の根據とする要點を見るに、

一、裁判說の根據とする處は

イ、即決處分は刑罰權を行使し、刑の言渡と同一の效果を生ずるものである

ロ、即決處分の内容は拘留又は科料に該る罪である

ハ、即決處分は確定後は絶對に其の變更を許さぬ

等を擧げ、

二、行政處分說の根據とする處は、

- イ、即決處分は行政官廳に於て行ふものである
- ロ、即決處分は法律の定むる裁判の形式に依らざるものである
- ハ、即決處分は確定前に假執行を爲すことを得等を擧げて居る。

此の兩説の主なる相違點は、本質を實質的に求めるか或は形式的に従ふかに依つて差異を生ずるが、今日の通説は行政處分の形式に依つて司法處分を行ふものであると解して居る。即ち違警罪は罪質、刑期共に輕微であるから、行政官廳に特殊の権限を與へたものであると解し、實質的に解釋して裁判説を採つて居る。随つて即決處分が確定した場合には、確定判決と同様なる効果を有するものと認め、其の確定したる罪と他の裁判前に犯したる罪との間に併合罪の關係をも認めて居る。行政處分説を爲す者は、行政官廳に於て實質的に裁判權の行使を認むる所謂裁判説は、憲法違反なりと主張して居るが前に述べたる如く、違警罪即決例は憲法發布前既に實施せられて居つた特殊の刑事に關する手

續であるのみならず、憲法發布後に於ても憲法第七十六條に依り其の效力を認められて居るから、行政處分説を採用したものではない。即決例が特殊の地位にあり、其の即決處分は中間的のもので、被告人に於て若し此の處分に就き異議があれば、正式裁判の請求を爲し、結局に於て通常裁判所の裁判を受けしむる途を講じて居るから、必ずしも憲法違反の處分であると言ひ得ざるものである。現在此の違憲論を主張する者は殆んど無い。

違警罪即決處分は即決例に依り、警察署長又は其代理たる官吏の権限に屬するものであるが、若し検事が直接に違警罪に該る犯罪事實を認知した場合には、検事は其の事件を刑事訴訟法の規定に従つて、公訴の起否を決定すべきもので、即決處分を爲す爲に犯罪地を管轄する警察官廳に其の事件を移牒すべきものでないこと勿論である。

又違警罪即決例は其の客體たる違警罪が現行犯たると非現行犯たるとに別なく、共に是を適用して即決處分を爲すことを得るのである。

第二條 即決ハ裁判ノ正式ヲ用ヒス被告人ノ陳述ヲ聽キ證憑ヲ取調ヘ直チニ其言渡ヲ爲スヘシ
 又被告人ヲ呼出スコトナク若クハ呼出シタリト雖モ出廷セサル時ハ直チニ其言渡書ヲ本人又ハ其住所ニ送達スルコトヲ得

本條は違警罪即決處分に關する手續と形式を定めた規定である。違警罪即決處分は裁判の正式を用ひず、對席言渡と闕席言渡との二種がある。

對席言渡は被告人の陳述を聽き其の證憑を取調べ、直ちに其の言渡を爲す手續である。此の言渡は口答に依つて言渡した場合には其の刑の宣告に依つて效力を生じ、言渡書を被告人に交付した場合には、其の交付の時から其の效力を發生する。勿論口答で言渡を爲したるときは其の裁判を宣告したる事實を明確にする爲に即決言渡書を作成すべきこと言ふを俟たない。

闕席言渡は被告人を警察署に呼出すこと無く、若くば其の呼出をしても出廷せざるときは直ちに其の言渡書を被告人又は其の住所に送達する手續である。闕席言渡の場合は即決言渡を爲したる事實を告知する爲に、必ず即決言渡書を作成して其の送達を爲すことを要し、此の送達と同時に即決言渡の效力を發生するのである。

即決言渡書の送達の方式に就いては、即決例中何等の規定が無いから刑事訴訟法第八十條の精神に基いて送達する外無い。

【判例】

違警罪即決例ニ依ル即決言渡書ノ方式ニ就イテハ特別ノ明文ナキヲ以テ同例ト密接ノ關係ヲ有スル刑事訴訟法第八十條ノ精神ヲ參酌シテ送達ヲ施行スルヲ相當トス（大正十四年七月二十三日判決）。

即決言渡書の送達に當り被告人が正當の理由無くして其の受領を拒んだ場合は、送達の場合たる本人の住所に其の言渡書を了知し得べき状態に置けば、法

律上有效なる送達がありたるものと看做し其の時から言渡書の効力が発生したるものである。

被告人の所在若くば居所不明の爲即決言渡書を本人に送達し得られざる時は其の言渡の効力を発生せしむることを得ざるが故に、公訴時効の完了と共に即決手續をも完結するより外無し。

茲に闕席言渡に就いて一の問題がある。即ち闕席言渡を闕席判決と同一に看做し刑の時効の起點として取扱ふべきか、或は又公訴時効に關する問題として取扱ふべきかである。例へば闕席言渡に依つて拘留の言渡を爲したが、被告人の居所不明の爲容易に其の言渡の送達が出来ず、犯行の日より八ヶ月目に漸く其の居所を發見し其の言渡書を本人に交付することを得たる場合、若し刑の時効説を採れば一年(刑法第三十條第五號)であるから、未だ時効期間内たるを以て有効に其の刑の執行を爲し得るに反し、若し公訴時効説を採る時は公訴の時効は六ヶ月(刑事訴訟法第二百八十一條第七號)に依り完成するが故に、其の闕席言渡は當然効力を失ひ言渡の

刑を執行し得ざる結果となる。此の兩説何れを採るかは單純なる議論でなく、事人權に關し實益のある問題と言はねばならぬ。

今此の兩説の要點を掲げて検討するに、

刑の時効説の主張する所は闕席言渡と雖も、其の言渡書を作成したる以上は、一般の闕席判決と同様に取扱ふべきものにして、闕席判決の時効は刑法施行法第十七條に、「闕席判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期間ハ其言渡ノ日ヨリ之ヲ起算ス」と規定して居るから此の規定に基き、闕席言渡を爲したる日より起算して一年以内であれば尙刑罰權は消滅せざるが故に、言渡後八ヶ月目に被告人の所在を發見し其の言渡書を送達したる場合は、其の送達は有効にして確定の上は其の刑の執行を爲すことを得、と唱へ、

公訴時効説の主張する所は闕席言渡も又一種の裁判なれども、其の言渡の送達が無き限り之が確定する理由無し。而して拘留又は科料に付ては即決例は勿論、刑事訴訟法に於ても公示送達の方法を認めて居ないから、送達する途無く、

随つて此の闕席言渡は效力を生ぜず。刑の確定を必要條件とする刑の時効問題を論ずる餘地無く、犯行の日より起算して六ヶ月を経過すれば公訴時効完成し、八ヶ月目に被告人を發見し即決言渡書を送達するも、何等法律上の效力を發生するものに非ずと主張す。

蓋し刑の時効説は違警罪即決例に依る闕席言渡と、通常裁判所に於ける闕席判決とを全然同一視し、刑法施行法第十七條の規定の精神に基き解釋したる點に於て誤謬がある。刑の時効説に依るべきものに非ずして、公訴時効説に従ひ解釋することが正當である。

公訴時効説を採ると共に研究すべき點は、違警罪に該る罪の公訴時効は六ヶ月にして極めて短期なるが故に、時効中斷の問題である。即ち如何なる行爲に依つて公訴時効が中斷するか。此の問題に付ては即決例には何等の規定が無いから、刑事訴訟法の精神に基き公判の處分として被告人に對して、正式裁判請求後裁判所より公判開廷の爲、召喚狀を發したる時に公訴時効が中斷するもの

と解するべきである。随つて犯行の日から此の召喚狀の發せらるゝ迄に六ヶ月を経過すれば、公訴時効は完成するものと言はねばならぬ。此の點に就いて判例は無いが一の行政例がある。

【行政例】

時効ハ正式裁判ノ爲被告人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル時ヲ以テ中斷セラルベシ
(明治三十二年五月三十一日司法省民刑局長回答)

第三條 即決ノ言渡ニ對シテハ違警罪裁判所ニ正式ノ裁判

ヲ請求スルコトヲ得但正式ノ裁判ヲ經スシテ直チニ上訴
 ヲ爲スコトヲ得ス

被告人ノ法定代理人、保佐人又ハ配偶者ハ被告人ノ爲
 獨立シテ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得

本條第一項は即決處分に就いて不服ある場合に、同一事實に就き正式に通常

裁判所の審判を求め得べき旨を定め、第二項は被告人の外、正式裁判請求権者を定めたる規定である。

既に述べたる如く即決言渡は公私両面の利益を考へ、事件を簡單なる手續で終局せしむる爲に、警察署長又は其の代理の官吏に管轄地域内に於て犯したる違警罪反則者に對して、拘留又は科料の刑を言渡すことを得る旨を認めたる特殊の中間的の處分であるが、若し此の即決言渡に對し不服ある者は通常裁判所の審判を受けしむる途を講ずべきこと當然である。茲に所謂違警罪裁判所とは管轄區裁判所を謂ふのである。

管轄區裁判所に正式裁判の請求を爲すことは、實質的に觀察すれば即決言渡に對する不服の申立てであるが、是を直ちに刑事訴訟法に所謂上訴と同一視することを得ない。即ち正式裁判の請求は上訴に非ず。正式裁判請求を爲し、當該事件が通常裁判所に繫屬したる後始めて上訴を認め得べきものである。

正式裁判請求は上訴に非ざる結果として、上訴に於けるが如く被告人に對し

不利益變更の原則の適用も無く、管轄區裁判所は即決言渡に依つて認めたる刑より重き刑の言渡を爲すことを得べく、又上訴にありては上訴の取下を認め得るものなれども、正式裁判の請求は其の請求の取下を認めざる等、種々上訴と異なりたる結果を生ずるのである。

従來正式裁判の請求は即決言渡を受けたる本人に限り、此の請求を爲し得たるに止り、本人以外の者は何人と雖も本人に代つて若くは本人の爲に正式裁判の請求を爲すことを得なかつたのである。然れども被告人の権利の伸張の爲には被告人のみに限定することは、幾多缺ける點があるに鑑み、過般の改正に依つて被告人本人の外、特定の者に限り獨立の正式裁判請求権を認むるに至つたのである。

今正式裁判請求権者を列記すれば次の如き者である。

- 一、被告人
- 二、被告人の法定代理人

イ、被告人未成年者なるとき
ロ、被告人禁治産者なるとき

三、保佐人

四、配偶者

被告人の法定代理人、保佐人、配偶者は被告人本人の意思如何に拘らず、即ち被告人が正式裁判を請求する意思の無い場合に於ても、是等の者は獨立して其の申立を爲し得べく、法が茲に創設的權利を認めたとのである。

第四條 即決ノ言渡書ニハ被告人ノ氏名、年齢、身分、職業、住所、犯罪ノ場所、年月日時、罪名刑名及ヒ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得ヘキ期限竝ニ其言渡ヲ爲シタル警察署、年月日、警察官ノ氏名ヲ記載スヘシ

本條は即決言渡書の記載要件を定めたる規定である。即ち即決言渡書には、

- 一、被告人の氏名
- 二、被告人の年齢
- 三、被告人の身分
- 四、被告人の職業
- 五、被告人の住所
- 六、犯罪の場所
- 七、犯罪の年月日時
- 八、罪名刑名
- 九、正式の裁判を請求することを得べき期限
- 十、言渡を爲したる警察署
- 十一、言渡を爲したる年月日
- 十二、言渡を爲したる警察官の氏名

等が即決言渡書を作成するに就いて記載すべき要件である。尙其の他即決處分

と同時に假執行又は換刑處分を命じたる場合にも亦其の旨を言渡書に記載せねばならぬ。

即決言渡書の原本の作成に付ては別段の規定が無いから、以上の要件を記載したる書面であれば差支へ無い。

被告人に送達するのは即決言渡書の正本たることを必要とするが、此の正本の作成に關しても亦、一定の要式を定めてゐないから言渡原本の形式と内容を具備すれば足る。

第五條 正式ノ裁判ヲ請求スル者ハ即決ノ言渡ヲ爲シタル

警察署ニ申立書ヲ差出スヘシ但其期限ハ第二條第一項ノ
場合ニ於テハ言渡アリタルヨリ三日内第二項ノ場合ニ於
テハ言渡書ノ送達アリタルヨリ五日内トス

本條は正式裁判請求の方式と正式裁判請求の申立期間を定めた規定である。

一、正式裁判請求の方式

正式裁判の請求は即決言渡を受けたる被告人本人、其の法定代理人、保佐人、又は配偶者より、即決言渡を爲したる警察署所在地の管轄區裁判所を宛名として、其の申立書を即決言渡を爲したる警察署に差出すべきものである（即決例第三條第一項參照）。

正式裁判請求の申立書は、必ず即決を爲したる警察署に差出さなければ其の効力が無いのである。今其の理由を説明する爲に、正式裁判請求の効力に付いて一言する必要がある。

正式裁判請求の申立は、請求權者より其の管轄區裁判所に對し、警察署の即決言渡に依つて認められたる事實、刑の量定等につき不服の爲、正式に通常裁判所の審判を求むる意思表示である。従つて適法なる正式裁判請求の申立があれば何等の訴訟手續をも要せず、其の申立と同時に當該事件は管轄區裁判所に繫屬して、檢事が其の事件につき公訴を提起したと同様の効果を生ずると共

に、警察官署の即決言渡は當然其の效力を消滅するのである。

【判例】

違警罪即決例第三條ノ規定ハ即決言渡ニ對シ司法裁判所ニ正式裁判ノ請求アレハ即決處分ハ直チニ其ノ效力ヲ失フト同時ニ該處分ニ依リ公訴範圍ノ定マレル其ノ事案ハ別ニ檢事ノ公訴提起ノ手續無クシテ當然刑事事件トシテ區裁判所ニ繫屬スル事ヲ定メタル趣旨ナリト解スヘキモノトス（大正二年七月四日判決）。

正式裁判請求の申立があれば、右の如く即決言渡の效力を失ふと同時に、檢事の起訴の手續を俟たずして當然其の事件が管轄區裁判所に繫屬するといふことに付ては別段の明文は無いが、違警罪即決例全體の立法趣旨から見て斯く解釋すべきものである。

正式裁判請求申立書を言渡警察署に差出さねばならぬ理由は、若し此の申立書を即決警察署を経ずして直接管轄區裁判所に差出すとせば、其の言渡警察署

に於ては被告人若くは法定申立権者より正式裁判の請求を爲したる事實を知るに由無く、其言渡が確定したるや否やも知ることを得ざるが爲に、被告人が正式裁判請求の申立を爲して居るに拘らず、言渡警察署に於ては既に其の言渡が確定したものととして其の刑の執行に着手する場合がある。是等の不條理を避けんが爲に此の點は嚴格に解釋し、言渡警察署に差出さざる正式裁判の申立書は無効なりと言はねばならぬ。之に反し正式裁判請求の申立書は管轄區裁判所に對し爲すべきものであるが、若し其の請求申立書の宛名を管轄區裁判所と爲さずして、誤りて警察署長若くは檢事局等と爲して申立を爲したる場合に、又無効なりやと言ふに此の點に付ては、何等實害を伴はざるが故に被告人の利益を考慮し苟くも其の申立書に依つて正式裁判を請求する意思が表示されて居る以上は、有效なるものと認めて居る。

之を要するに違警罪即決例第三條第一項違背の場合には實害を伴ふ問題であるから、其の解釋を嚴格にし形式主義を採つて居るに反し、同例第五條違背の場合

合は被告人の利益を考慮して實質主義を採つたものと言ふことを得。

【判例】

(一) 正式裁判ノ請求ハ法定期間内ニ其ノ申立書ヲ即決ノ言渡ヲ爲シタル警察署ニ差出シテ爲スヘキモノニシテ直接ニ是ヲ管轄區裁判所ニ提出スヘキモノニ非ス蓋シ直接ニ之ヲ裁判所ニ提出スルトキハ即決言渡ヲ爲シタル所轄警察署ハ正式裁判ノ請求アリタルコトヲ知ラサル結果該言渡ノ確定シタルヤ否ヤヲ知ルニ由ナク其ノ刑ノ執行上支障ヲ生スルノ虞アルヲ以テナリ隨ツテ一旦申立書ヲ管轄裁判所ニ提出シタル後更ニ所轄警察署ニ提出シタル場合ニ於テ既ニ法定期間ヲ經過シタルトキハ其ノ申立ハ不合法ナリトス(大正十一年九月九日判決)。

(二) 正式裁判請求ノ申立書が規定ニ違ヒ警察署長宛ニ記載アリテ當該區裁判所ニ對シテ申立タル形跡存セサル場合ニ於テハ手續上妥當ヲ缺クト雖モ苟モ該申立書ニ依リ正式裁判ヲ請求スル意思ノ表示アリト認ムルニ足ル以上ハ

其ノ申立ヲ受理スヘキ官廳ノ表示ニ錯誤アリタルカ爲ニ其ノ申立書ヲ無効ナリト爲スコトヲ得ス(大正三年五月一日判決)。

正式裁判請求の申立の效力發生の時期は、其の申立書を即決言渡警察署に差出したる時であつて、其の申立書が裁判所に發送又は裁判所に到達した時では無い。

正式裁判請求申立書の方式に付いては別段の規定が無いから、刑事訴訟法第七十三條の書類作成に關する一般的規定の精神に基き作成すべきものである。

正式裁判請求の申立書を外國語を以て爲したる場合は、其の申立は不合法にして當然無効である。蓋し正式裁判の請求は被告人と管轄裁判所との間に、訴訟關係を發生せしむる特殊の訴訟行爲である。而して裁判所構成法第十五條第一項は「裁判所ニ於テハ日本語ヲ用ウ」と規定して居るから、裁判所に對し若くは裁判所の爲す訴訟行爲は必ず日本語を以て爲さざれば不合法であるからである。

正式裁判請求の申立を電報若くは電話を以て爲したる場合も亦、其の申立は不適法にして當然無効である。

正式裁判請求の申立は右に述べたるが如く、全く特殊の効果を來すものであるから、是に關し二三注意すべき事項を説明する。

1、即決言渡事件と檢事の公訴事實陳述の要否

正式裁判請求の申立あれば當該事件は檢事の起訴無くして當然裁判所に繫屬し、裁判所は其の事件を審判すべき權利義務を發生する。而して檢事は自己の起訴したる事案に非ざるが故に公訴事實を陳述する必要は無いやうであるが、公判に於て公訴事實を陳述する事は刑事訴訟法の原則の一たる口答辯論主義に基くものであるが故に、檢事が起訴したると否とを問はず、公訴事實の陳述無くしては公判手續が開始せられざるが爲、即決事件と雖も檢事は其の繫屬したる事件の要旨を陳述せねばならぬ。

【判例】

違警罪即決ノ言渡ニ對シ被告人ヨリ正式裁判ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テモ檢事ハ刑事訴訟法第二百十八條第二項ニ依リ必ス被告事件ノ陳述ヲ爲スコトヲ要スルモノトス蓋シ刑事訴訟法第二百十八條第二項ニ依ル被告事件ノ陳述ハ第一審公判ノ審理手續中最モ重要ナル事項タレハナリ隨ツテ第一審裁判所カ檢事ノ陳述ヲ俟タス事件ノ審問ヲ開始シタルトキハ其ノ訊問供述ハ全部無効ノモノタルヲ免レス〔大正三年十二月十四日判決〕。

2、即決言渡刑と裁判所の宣告刑との關係

正式裁判請求の申立は上訴で無いから、上訴に於ける不利益變更の規定の適用の無いことは既に述べた所である。正式裁判の請求があれば即決言渡の刑は當然消滅するが故に、裁判所は即決言渡刑に拘束せらるゝこと無く、全く独自の裁量に依つて即決言渡の刑より重くも亦軽くも、自由に其の刑の量定を爲す事が出来る。

【判例】

違警罪ノ即決言渡ニ對シ正式裁判ヲ請求スルトキハ即決處分ハ直チニ其ノ效力ヲ失ヒ其ノ請求ヲ受ケタル裁判所ハ通常手續ニ隨ヒ裁判ヲ爲スヘキモノニシテ刑ノ量定モ亦專權ニ屬スルコトヲ禁シタル法規無ケレハ即決處分ヨリ重キ刑ヲ言渡スモ違法ニ非ス（大正三年三月二十三日判決）。

3、正式裁判請求申立の取下の適否

適法なる正式裁判請求の申立は其の申立と共に即決言渡は其の效力を失ふと共に、其の事件は裁判所に繫屬するが故に若し其の申立の取下を認めれば、當該事件は判決無しに其の儘となり、一方警察署の即決言渡は既に其の效力を消滅して居るから之を復活せしむること無く、結局何等の執行すべき刑を殘さざる結果となり、被告人をして刑の執行を免れしめることになるから、正式裁判請求後に於ては其の申立の取下を認め得ざるものである。

【控訴院判例】

違警罪即決ノ言渡ニ對スル正式裁判ノ請求ハ上訴ニ非ス隨テ即決言渡ニ對シ

正式裁判ノ請求アレハ之ニ依リテ即決言渡ハ當然消滅ス隨テ即決言渡ニ對スル正式裁判ノ請求ハ取下ケ得ヘキモノニ非ス（明治四十四年東京控訴院判決）。

4、檢事の即決事件に就き公訴取消の能否

正式裁判の請求は申立權者の行爲に依り、公訴提起と同様なる効果を發生するものであるが、檢事の公訴と同一に非ざること勿論である。隨て別段の規定無き限り他人の爲したる訴訟行爲を處分し得ざることとは一般法理に照し明白なるが故に、檢事は即決事件に對し自ら公訴の取消を爲し得ざるものである。

5、即決處分を豫期し作成し置きたる正式裁判申立書の效力の有無

未だ即決處分を受けざるに先ち、違反行爲の存在すること無きが故に、豫め作成し置きたる書面の如きは眞の申立書と謂ふことを得ない。將來犯罪行爲を行ふことを條件として認め置きたる書類の如きは、勿論無効なりと謂はねばならぬ。

二、正式裁判請求の申立期間

正式裁判請求の申立期間は即決例第五條但書に明記して居る。即ち

1、被告人の面前に於て言渡を爲したる時は（對席言渡）其の言渡ありたる日より三日以内

2、被告人の闕席の儘言渡を爲したる時は（闕席言渡）其の言渡書の送達の日より五日以内

である。

茲に所謂三日若くは五日と謂ふ期間に付ての計算法は違警罪即決例中に特別の規定が無いが、正式裁判の申立は訴訟開始を促す行爲であるから是又刑事訴訟法の一般規定に隨ひ期間の初日を算入せざると共に、其の末日が祭日又は休日に當るときは之を算入すべからざるものである。

【判例】

違警罪即決例ニ基ク警察官署ノ即決手續ハ刑事訴訟ニ非ス隨テ其ノ言渡ニ對スル正式裁判ノ申立ハ上訴方法ニ非サルハ論ヲ俟タスト雖モ正式裁判ノ申立

ハ管轄區裁判所ニ對シ公判手續ノ開始ヲ促ス行爲ニシテ此ノ意味ニ於テ刑事訴訟ニ屬スル一行爲タル事ヲ失ハス然ラハ右申立ノ期間計算ニ關スル規定ヲ缺除セル違警罪即決例ニアリテハ須ク刑事訴訟法第十五條ノ規定ニ遵據シ期日ノ初日ヲ算入セサルト共ニ期間ノ末日カ休暇ニ相當スル時モ亦是ヲ期間ニ算入スヘカラサルモノト解スルヲ正當ナリトス（大正五年四月十九日判決）。

正式裁判の申立權を拋棄して即時執行を求むることを得るやと謂ふに、此の點に關し即決例中特別の規定が無いから、或は被告人の希望に従ひ申立期間の利益を拋棄することを認むるも妨げ無しと主張する者があるけれども、元來正式裁判の申立權は一種の公權にして、公權の拋棄は特別の明文無き限り認め得ざる處であるから、假令被告人が申立權を拋棄し即時執行を求むるも、法律上何等の効果を發生するものではない。申立期間の経過するに非れば、其の執行を爲すことを得ざるものと解するが正當である。

【行政例】

違警罪即決例ノ言渡ニ關スル正式裁判申立權ノ拋棄ハ之ヲ認容シタル規定無キヲ以テ被告人正式裁判ヲ請求スル意思無ク且ツ申立期間内ナルニ拘ラス刑ノ執行ヲ受クヘキ旨ノ意思ヲ表示シタルトキト雖モ違警罪即決例第五條ノ期間經過セサル限り即決ノ言渡ハ確定セサルモノト思料致シ候（昭和二年七月十五日司法省刑事局長回答）。

第六條 警察署ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタル時ハ二十四時間内ニ訴訟ニ關スル一切ノ書類ヲ「違警罪裁判所」檢察官ニ送致スヘシ

本條は正式裁判申立後の手續を示した規定である。

被告人若くは所定の正式裁判申立權者より適法なる正式裁判の申立を爲したるときは、既に述べた如く當該事件は形式的竝に實質的に管轄裁判所に權利拘束を生ずると共に、事件は即決言渡警察署より當然離脱する結果を來すもので

あるから、即決言渡警察署に於ては其の事件に付ては最早何等の權限を有せざるに至る。それ故本條に於て正式裁判の申立を受けたときは、即決言渡警察署は二十四時間内に訴訟に關する一切の書類を管轄區裁判所檢事に送致すべきものと定めたのである。即決事件は事件が概ね簡單にして輕微であるから、二十四時間もあれば一切の書類を取纏めて送致することが出来るものと看做して、此の時間的制限を設けたのである。此の時間的制限は立法の趣旨から見て充分守らなければならぬ所であるが、若し其の時間的制限を越えて一件書類を送致した場合があつても、其の送致が無効なりと謂ふことを得ない。事件が既に裁判所に繫屬して居るので、單に其の事件に關する一件記録を送る丈けの手續に過ぎないからである。一件書類は正式裁判申立後二十四時間内に、即決言渡警察署から所轄檢事局へ送致の手續を取れば足りるので、必ずしも二十四時間内に其の書類が管轄裁判所檢事の手許に到達する必要は無い。

即決言渡警察署から正式裁判の申立に依り、當該事件が繫屬したる管轄區裁

判所に直接其の訴訟に關する一切の書類を送致せしめなかつたのは、檢事が其の事件の内容を熟知して置かなければ公判廷に於て公訴事實の陳述竝に其の事件に對する意見を開陳することが出來ないから、一般捜査事件と同様に書類の授受は檢事の手を経由すべきものとして本條が置かれたのである。

即決警察署から管轄區裁判所に一件書類を送致するに付て其の管轄檢事の手を経由することが必然的の順序であるから、檢事から管轄裁判所に其の事件を差出すには單に事件を送致する旨の書類を添附すれば足り、檢事が公訴提起すべき旨の書類を添附すべきものではない。

【判例】

違警罪即決例第六條ニ因リテ其ノ事件ノ書類ヲ受ケタル檢事カ該書類ヲ其ノ裁判所ニ提出スルニハ唯書類經由ノ必然的ノ順序タルニ止マリ決シテ公訴提起ノ性質ヲ有スルモノニ非ス故ニ其ノ提出ノ書面ニ公訴ノ趣旨ヲ記載スル必要ナキモノトス（大正二年七月四日判決）。

第七條 第五條ニ定メタル期限内ニ正式ノ裁判ヲ請求セサル時ハ即決ノ言渡ヲ以テ確定ノモノトス

本條は即決言渡の確定期間を定めた規定である。

違警罪即決の言渡は正式裁判の申立を爲し得べき法定期間、即ち對席言渡の場合には言渡の日より三日内、闕席言渡の場合には言渡書送達の日より五日内（即決例第五條參照）に其の申立を爲さざるときは、其の言渡は確定するのである。茲に所謂三日及五日の期間計算法に付ては既に述べた處と同様である。

即決言渡は一種の裁判であるが故に、此の言渡が確定すれば判決が確定したと同様な効果を發生するが故に、他の犯罪との間には併合罪の關係を生ずるものである。

【判例】

違警罪即決例カ確定シタルトキハ確定判決ト同一ノ效力ヲ有スルモノナルヲ

以テ右言渡ニヨリ確定シタル罪ト他ノ裁判前ニ犯シタル罪トノ間ニ併合罪ノ關係アリト認ムルモ失當ニ非ス（大正二年十一月十日判決）。

第八條 科料拘留ノ言渡ヲ爲シタル時必要ト認ムル場合ニ

於テハ後ノ數條ニ定メタル處分ヲ爲スコトヲ得

本條は違警罪即決例に特有なる假執行手續の處分を爲すことを得べき旨の規定である。

假執行手續を認めたる理由を見るに、元來裁判の執行は其の裁判の確定後に於て執行に着手することが原則である（刑事訴訟法第五（百三十四條參照））。而して違警罪即決言渡も亦之が確定すれば判決と同様の効果を生ずるものであるから、裁判と同様に其の確定後刑の執行を爲すべきが當然である。併しながら即決例は既に述べた如く成可く簡單に其の一切の手續を終結せしめむとすることが眼目であるから、即決を言渡したる結果に付ても亦其の執行方法を簡單にして、其の實效を收め

る必要がある。そこで實際上の見地から徒らに確定期間の経過を俟たず其の執行を容易且敏活ならしむる爲に、特に假執行の手續を設くるに至つたのである。

本條に「必要ト認ムル場合ニハ」と規定して居るから、假執行を爲すべきや否やの裁量は一に即決言渡を爲したる警察署長又は其の代理たる官吏が之を決定すべきものである。如何なる場合に假執行を爲す要ありやは各具體的事件に付て判断すべきものにして、之を抽象的に言ふことは困難であるが、要は被告人の周圍の狀況から逃走の虞がある場合或は科料金を納付する見込が無いと言ふが如き場合は何れも即決言渡を未執行に終らしむる危険があるから、之を豫防する爲に假執行を爲すが如き是である。

第九條 科料ノ言渡ヲ爲シタル時ハ其金額ヲ假納セシムヘ

シ若シ納メサル者ハ一圓ヲ一日ニ折算シテ之ヲ留置ス其

一圓ニ滿サル者ト雖モ仍ホ一日ニ計算ス

本條は科料言渡の場合に於ける假執行の手續を定めた規定である。

即決處分を以て科料の言渡を爲す場合に於て若し必要ありと認むる時は、其の言渡を爲したる科料の金額と同額の金員を假に差出さしむることが出来る。之を假納金と稱して居る。此の假納金の納付を命ぜられたる被告人が之を納付せざるときは、一日を一圓に折算して被告人を留置することを得るのである。

即決言渡權者は言渡したる科料の金額と同額のことを假納すること能はざるものと認め、適宜に其の假納金を定めることを得るや否やの問題があるが、假納金制度を認めた理由は科料刑の執行を迅速且つ簡易に結了せんが爲であるから、即決言渡の警察官署と雖も其の假納金の額を自由に裁定することは法の許さざる所と言はねばならぬ。併し被告人が例へば科料五圓に對する假納金五圓を納付せざりし爲、一日を一圓に折算して留置を始めた後未だ一日を經過せざる間に、假納金五圓を差出したる場合には内一圓を控除したる四圓丈けを假納

金として受取り、其の留置を解く可きものである。此の場合は前の場合と異り四圓の納付に依つて科料刑全部の執行を完結せしめ得ることであるから、假納金制度の趣旨に牴觸せぬのである。

假納金は即決言渡と同時に爲すべきもので主刑たる科料金と分離して言渡し得ないから、爾後に於て其の追完若くは補足することは爲し得ざる所である。

假納金を納付せざる場合に於ける留置は其の實質に於ては一種の換刑處分と看做すべきものであるが、此の留置は違警罪即決例に依る特殊の處分であつて、科料金不完納の場合に於ける換刑處分として行はるゝ勞役場の留置とは同じく「留置」なる言葉を使用して居るけれども、其の性質は全然異なる所である。隨つて刑法第十八條に依る換刑處分たる留置は原則として刑務所内の勞役場に於て執行すべきものなるも、即決例第九條、第十條の留置は警察署内の留置場に於て執行せられて居る。

假納金の取扱に付て注意すべき點は、即決處分が其の儘確定したる場合と、

正式裁判の申立を爲し判決に依つて確定したる場合とは其の假納金の取扱方を全然異にして居る。即ち適法なる正式裁判の申立ありたるときは即決言渡は其の效力を失ひ、警察署の爲したる處置如何を考慮する要無く、管轄裁判所は新なる刑事事件として事件全部を取扱ふ結果、假納金も亦其の取扱を異にすべきこと當然である。

警察署の即決處分に依つて確定したる場合には、其の言渡したる科料刑に假納金を充當し其の執行を完結せしむべきものである。若し假納金の納付を命ぜず若くは之を命じたるも其の假納を爲さずして留置を爲したる場合には、即決例第十三條に依つて留置日數一日を一圓に折算して之を言渡されたる科料刑に算入し其の差額丈け執行すべきもので、其の執行の言渡は刑法第十八條第三項による勞役場留置の換刑處分を行ふべきものである。唯此の勞役場留置の換刑處分は其の科料刑が確定すると同時に、何等の豫告も猶豫も與へず直ちに執行に着手することは酷に失するが故に、刑法第十八條第五項に於て判決確定後十

日以内は本人が承諾せざる限りは勞役場留置の換刑處分の執行を爲し得ざる旨規定して居る。

次に假納金制度と少年法との關係である。科料の言渡を受けたる被告人が少年法に所謂少年であつて、納付を命ぜられたる假納金を納めなかつた場合換刑處分たる勞役場留置の執行を爲し得るや、換言すれば刑法第十八條即決例第九條と少年法第十三條との關係である。

少年法は同法に所謂少年に限り適用すべき法律であるから、違警罪即決例も亦少年に關する點は少年法の適用を受くべきこと當然である。随つて科料の即決處分を受けたる少年が假納金を納付せざる場合と雖も、少年法第十三條に依り換刑處分たる勞役場留置の執行を爲し得ざるものと言はねばならぬ。

右の如く換刑處分たる勞役場留置の執行は之を爲し得ざるも、違警罪即決例に於ける特別處分たる留置手續に付ては何等の規定が無い。随つて形式的に謂ふならば明文が無いから少年に對しても即決例の留置手續を爲し得べしと謂ひ

得るが如きも、新たに制定せられたる少年法の立法精神から見て此の留置手續を爲す事は不穩當なる處置と謂ふべく、實際上の取扱としても留置手續を爲さざるのが妥當である。

【行政例】

少年法施行後ト雖モ警察官署ハ少年法上ノ少年ニ對シ違警罪即決例ニヨリ科料ノ言渡ヲ爲シ其ノ科料ヲ命シタルモ之カ納付ヲ爲ササル者ハ同例第九條ニヨリ又拘留ノ言渡ヲ爲シ保證金ノ差出ヲ命シタルモ之ヲ差出ササル者ハ同例第十條ニヨリ各留置ヲ爲シ得サルニ非スト雖モ斯ノ如キハ少年法第十三條、第六十七條等ノ趣旨ニ反シ不穩當ノ處置タルヲ免レサルヲ以テ實際上ノ取扱トシテハ右留置ハ之ヲ爲ササルヲ相當ト思料致シ候尤モ科料ニ付テハ事實上徴收不能ニアルモ已ムヲ得サル儀ト思考セラレ候條爲御參考及通牒候也(大正十二年八月二十七日刑事局長通牒)。

科料の即決處分に對し正式裁判の請求ありたる場合に於ける假納金取扱に付

ては假納金納付後其の申立を爲したる場合と、假納金を納付せずして其の申立を爲したる場合とに區別して説明する事が必要である。

一、假納金納付後正式裁判の申立を爲したる場合に於ける假納金の取扱
假納金を納付すれば直ちに其の留置を解くべきものであるが、被告人が納付したる假納金を如何に取扱ふべきやの問題がある。即ち即決言渡を爲したる警察官署は一件記録と共に其の假納金を管轄區裁判所に送致すべきや否やである。

此の問題に付て從來論争せられた所であるが大正七年十月七日の司法省々議に於て假納金は管轄裁判所に送付すべきものではないと爲したのである。即ち假納金は即決處分と其の運命を共にすべきものであるから被告人が適法なる正式裁判の申立を爲したるときは、假納金は單なる即決處分に對する執行を保全する爲にして毫も換刑處分なる性質を有せざるが故に、之を被告人に還附することが當然である。

【行政例】

(一) 違警罪即決事件ノ正式裁判執行ニツキ警察署ニ於ケル留置日數及ヒ保證金ハ違警罪即決例ノ精神ヲ汲ミ之ヲ本刑ニ加フヘキ先例ニ有之候處今般省議ヲ變更シ其ノ執行ニツイテハ通常裁判所ト同様ニ取扱フヘク從テ警察署ニ於ケル留置日數及保證金ヲ以テ刑ニ換フルコトヲ得ス又受刑者ニ對シテハ逮捕狀ヲ發スルコトヲ得ヘキコトニ決定相成候此段及通牒候也(大正七年十月十七日司法省通牒)。

(二) 大正七年十月七日附違警罪即決事件ノ正式裁判執行ニ關スル通牒ヲ以テ曩ノ省議ヲ變更シタルニヨリ違警罪即決例ニヨル保證金ノ取扱ヒ方ニ付テモ自然變更ヲ生シタル儀ニ有之隨ツテ保證金ハ訴訟書類ト共ニ裁判所ニ送達ヲ受クヘキモノニ非サルニ拘ラス今猶ホ該保證金ノ保管轉換ヲ要求スル向有之候ヤニ聽及候ニ付テハ斯カル行違無之様御留意相成度爲念及通牒候也(大正十五年六月二十一日司法省通牒)。

二、假納金を納付せずして正式裁判の申立を爲したる場合に於ける取扱

假納金の納付を命ぜられた被告人が其の納付を爲さざるときは一日を一圓に折算して留置すべき旨を規定して居るが、同例第十二條には留置したる者正式の裁判を請求し因つて呼出狀の送達ありたるときは直ちに留置を解くべしと規定して居る。此の二條の關係に於て何時留置を解くべきやの問題が起る。換言すれば假納金を納付せざる場合何日間留置することを得べきやの問題である。問題を明瞭にする爲に例を擧げて見れば料料十五圓の即決言渡を受け其の假納を命ぜられたる者が、十五圓の假納金を納付せざる爲、一日を一圓に折算して留置を始めたる後、正式裁判の申立を爲したる場合、何日間留置することを得るや

イ、一日を一圓に折算するときは十五日間留置することを得るが、十五日以上たつことを得ない。十五日以内に裁判所から呼出狀の送達があれば、直ちに留置を解くべきものなりと云ひ

ロ、若し十五日以内に呼出状の送達が無ければ、其の送達のある迄は何日たるとを問はず留置することを妨げずと云ひ

ハ、十五圓の科料金を完納せざるときは第五條に定めたる期間留置することを得べく、若し其の期間内に裁判所から呼出状の送達があれば直ちに留置を解くべきものなりと主張す

此等の三説共に誤謬のあることは即決例第十條の拘留の場合に於ける留置期間と對照すれば極めて明白である。

違警罪即決例は憲法發布前の立法にして其の當時の科料の金額は現行法と異り五錢以上一圓九十五錢であつた。(舊刑法第二十九條)而して即決例第十條の拘留の場合に於ける如き特に留置期間に關する規定を設けてゐない點から見て、科料刑に付ては二日より長くは留置し得ざることは立法精神から見て明かである。即決例施行當時に於ては正式裁判申立後一日もあれば裁判所から呼出状の送達も出來たのであるが、現今の如く裁判事務の増加輻輳を來したる時には、

其の申立後相當の日數を経るに非ざれば呼出状の送達を爲し能はざる所で、今日では即決例第十二條の如きは全く適用の無い條文と謂ふべきである。故に設例の如く十五圓の假納金を納めざる被告人に對しては二日間丈け留置を爲し得べきも、其以上は如何なる事情あるにせよ留置し得ざるものである。斯く解することが立法の精神に合致し、且又即決例第十條の拘留刑の留置期間と對照して正當なりと考へる。

科料を完納せざる爲勞役場留置の執行中生命に危険を及ぼす疾病に罹りたる場合、勞役場留置の執行を停止することを得べきや否やに付ては刑法第三十條及び刑事訴訟法第五百六十五條等の規定により、其の執行を停止して假出場せしむべきものである。斯くの如き場合は概ね急速を要するが故に假出場の上申權は、警察官署の長が司法大臣に對し爲すことを得るのである。

【行政例】

警察官署附屬ノ留置場ニアル受刑者又ハ勞役場留置者ノ假釋放又ハ假出場具

申ノ件

典獄ハ警察署附屬ノ留置場ニ在ル受刑者又ハ勞役場留置者ニ付テモ情狀ニ因リ假出獄又ハ假出場ノ具申ヲ爲シ得ヘキコト勿論ナルモ爾今右様ノ場合ニ於テハ當該警察官署ノ長モ亦直接司法大臣ニ對シ假出獄又ハ假出場ノ具申ヲ爲シ差支ヘ無キコトニ決定相成候條右様御承知相成度候(大正二年五月監獄局長通牒)。此の勞役場留置者に對し假出場を許可したる後、病氣恢復の上は殘日數を執行する爲、假出場を取消することを得るや否やの問題があるが、此の點に付いては何等の規定が無いから假出場を取消することを得ざるものと解するより外ない。

【行政例】

明治四十一年六月名古屋控訴院檢事長照會

改正刑法第三十條ノ假出場ハ其ノ取消ニ付イテ何等ノ規定ヲ設ケスト雖モ既ニ其ノ出場ヲ許スニ過キサルモノナルヲ以テ何時ニテモ是ヲ取消スコトヲ得

ルモノト解釋シ差支無之哉將又「假リ」ノ文字アルニ拘ラス絶對ニ取消シ得ヘキモノトセハ其ノ取消ニ要スル標準如何

同年七月 民刑局長回答

假出場ハ取消スコトヲ得ス

第十條 拘留ノ言渡ヲ爲シタル時ハ一日ヲ一圓ニ折算シ其刑期ニ相當ノ金額ヲ保證トシテ差出サシムヘシ若シ差出ササル者ハ第五條ニ定メタル期間内之ヲ留置ス但刑期五日内ナル時ハ其日數ニ過クルコトヲ得ス

本條は拘留言渡の場合に於ける假執行手續の規定である。

即決處分で拘留の言渡を爲したる場合必要ありと認めたる時は、一日を一圓に折算し其の刑期に相當する金額を保證として差出さしむることを得るのである。被告人が若し此の保證金を差出さざる時は、即決例第五條に定めたる期間

即ち對席言渡の時は三日、闕席言渡の時は五日留置することを得べく若し其の刑期が五日以内であれば其の日數だけ留置することを得る。

即決言渡を受けたる拘留に相當する保證金全額を差出さずして其の一部を差出したる場合之を受領すべきや否やの問題は、假納金制度と全く同様に解し一部若くは其の分納を許すこと能はざるものと謂はねばならぬ。

保證金制度は既に述べたる假納金制度と全く同様にして、實際上は一種の換刑處分に過ぎざるも、理論上は違警罪即決例に依る特殊の處分にして所謂換刑處分ではない。

留置期間の日數計算法に付いては一般期間計算方の原則たる刑事訴訟法第八十一條に準據し、初日を算入せざると共に其の末日が休日祭日に當る時は之又期間に算入せざるものとして留置することを得るか、換言すれば事實上即決例第十條に定めたる期間より長く留置することを得るや否やの問題がある。

此の問題を解決するには「第五條ニ定メタル期間内之ヲ留置ス」との規定を

解釋する必要がある。此の解釋に付いて三説ある。

一、對席言渡は三日内、闕席言渡は五日内。何れも實際留置を始めたるときより起算すと云ひ

二、一般期間計算方の法則に隨ひ言渡の初日及び末日が休日祭日に當る時は之を算入せざる結果、第五條に定めたる期間も亦初日を留置期間中に算入せざる爲、實際留置する期間は對席言渡の場合は四日、闕席言渡の場合は六日である。而して留置の最終日が休日祭日に當る時は更に延長して留置することを得べきものであると云ひ

三、言渡初日を算入せざる結果對席言渡の場合は四日、闕席言渡の場合は六日留置することを得るが若し其の最終日が休日祭日に當る場合には留置期間の延長を許さず、期間の満了と共に留置を解くべきであると云ふ

蓋し違警罪即決例に於ける留置制度は簡易迅速に其の執行を完結せんが爲の制度なる點から見れば、先づ即決言渡の刑期より長き期間留置することを認め

ることを得ない。又第一説の如く言渡の初日を期間に算入する時は正式裁判申立期間の経過せざる前に其の留置を解く結果となり、不當に刑の執行を免れしむる場合を生ず。随つて留置期間の最終日が休日祭日の場合は之を期間に算入せずとするか或は即時留置を解くかの點であるが、理論上は期間計算の原則に随ふべきものなるも、警察署の如き無休暇の官廳に於ては休日等の觀念を容る餘地が無いから結局第三説を採ることが正當である。

【行政例】

明治三十年一月八日司法大臣訓令

違警罪即決例中期間ノ計算法ニ關スル特別ノ規定無キニ付キ同例第五條ノ期間ヲ計算スルニハ刑事訴訟法第十五條ノ例ニ準シ言渡又ハ言渡書送達ノ日ヲ算入セス随ツテ第十條ノ場合ニ於テモ第五條ト同一ノ期間内留置スルコトヲ得然レトモ第十條但書ノ場合ニ於テ留置日數ヲ計算スルニハ其ノ留置ノ日ヨリ起算スヘシ但シ警察署ハ無休暇ノ官廳ナルヲ以テ刑事訴訟法第十五條中若

シ最終ノ日云々ノ規定ハ違警罪即決ニ關シ之ヲ準用スヘキ場合ナキモノトシ拘留刑に對する保證金に付ても、警察官署の即決處分に依り確定したる場合と、正式裁判請求の申立を爲し通常裁判所の判決を以て確定したる場合とは、其の取扱ひを異にする點は既に述べたる科料刑の假納金の場合と同様である。

一、警察官署の即決處分に依り確定したる場合

拘留刑の即決處分が確定したるときは引續き其の刑を執行すべきこと勿論である。此の確定刑は本來刑務所に收容し執行すべきものなるも、實際の便宜上監獄法第一條第三項に依つて警察署内の留置場を代用監獄と爲し、現在は概ね警察署の留置場に於て其の執行を爲して居る。

少年法の適用を受くべき少年に對し拘留の即決處分を爲し其の保證金を差出さざる場合、少年を留置することを得べきやに付ては、既に科料の場合に述べたると同様に留置することを得ざるものと謂はねばならぬ。

二、拘留の即決處分に對し適法なる正式裁判の申立ありたる場合

イ、保證金納付後此の申立を爲したる場合

保證金を差出したるときは即時其の留置を解かねばならぬ。其の後に於て正式裁判申立を爲したる場合に其の保證金を如何に取扱ふべきやに付ては、既に述べたると同様である。

ロ、保證金を差出さずして正式裁判の申立を爲したる場合

此の場合に於ける留置期間は即決例第十條に依つて定められて居るから、その期間を越えて留置することは絶対に爲し得ざる所である。

第十條ノ二 前二條ノ規定ニ依り留置シタル場合ニ於テハ

速ニ被告人ノ法定代理人保佐人直系尊屬直系卑屬配偶者及ヒ被告人ノ屬スル家ノ戸主中被告人ノ指定スル者ニ其旨ヲ通知スヘシ

本條は過般の改正に依つて人權の擁護と其の伸張を圖る爲に追加せられた新

なる規定である。即ち第九條及び第十條に依り科料金の納付又は保證金の提出を爲さざる爲被告人を留置したる場合に、一定の者に對し通知義務を認められた規定で、要は正式裁判請求の機會を逸失すること無からしめむが爲である。此の通知義務者は即決言渡の警察署であり、其の通知を受くべき者は本條に列舉せられて居る。即ち、

一、法定代理人

1、被告人が未成年者なるときは

イ、其の家にある父

ロ、父無きときは其の家にある母

ハ、父母共に無きときは繼父、繼母、又は嫡母

ニ、是等何れも無きときは最後の親權者が遺言を以て指定したる後見人又は其の者の屬する家の戸主

2、被告人が禁治産者なるときは

イ、其の親權を行ふ父又は母

ロ、夫

ハ、妻

ニ、其の家の戸主

二、保佐人

保佐人が本條の通知を受ける場合は、被告人が裁判所に於て左記の條項の
一に該當する者として宣告を受けた場合でなければならぬ。

(イ) 心身耗弱者

(ロ) 聾者

(ハ) 啞者

(ニ) 盲者

(ホ) 浪費者

三、直系尊屬

四、直系卑屬

五、配偶者(内縁を含まず)

六、被告人の屬する家の戸主

即決官署は以上列記の者全部に對し通知義務の無いことは勿論で、被告人が
指定したる一人に對し通知すれば足るのである。若し被告人が二人以上を指定
した場合は、即決官署に於て被告人と最も關係密接なる者一人を選択し本條の
通知を爲さば可なるものと考へる。

被告人が此等の者に對して通知することを肯ぜざる場合は如何に爲すべきや
に付特別の明文無きも、被告人の指定したる者に其の旨を通知すべしと規定す
るが故に、被告人が其の通知を希望せざる爲、被通知人を指定せざるときは之
を通知する途無きものと謂はねばならぬ。

此の通知の方法に付ても何等制限を設けてゐないから口頭たると書面たると
敢て妨げないが、唯後日の紛争を避くる爲口頭に依つて通知したる場合は、被

通知人より其の旨の請書を徴して置くことが必要である。

此の通知を爲すべき時期に付ては、留置したる場合に於ては「速ニ」と規定するが故に、是を時間的に制限すること難きも、法の趣旨は成可く早くと謂ふに等しく、具體的事實に付て決すべきものであるが、正式裁判請求の期間は極めて短いから、出来るならば被告人が指定したる即日其の通知を爲すことが最も適當である。

第十一條 保證金ヲ差出シタル者ハ刑ノ言渡確定シタル後

直チニ出廷シテ其執行ヲ受クヘシ若シ出廷セサル時ハ保證金ヲ没入シテ本刑ニ換フ

本條は拘留刑の言渡を受け其の刑期相當の保證金を差出し留置を解かれたる者が、正式裁判の申立を爲さず其の刑が確定したる場合に於ける執行手續に關する規定である。

保證金を差出したる者が其の留置を解かれたる後、正式裁判請求の申立を爲さずして拘留刑が確定したる場合には、直ちに即決警察署に出頭して其の刑の執行を受くべきものである。若し出頭せざる時には保證金を没入して本刑に換ふることが出来る。随つて保證金が差出してあつても、先づ以て拘留刑を執行すべきものにして、保證金を没入するか或は拘留刑を執行するかは選擇的のものではなく、先づ第一に拘留刑を執行し、若し逃走其の他の事由に依つて執行を爲し得ざる時に限り、第二次的に保證金の没入を爲すべきものである。

【行政例】

大正八年九月三日警保局長

違警罪即決例第十條ニ基キ留置ヲ爲シタル場合ニ留置ノ翌日又ハ其ノ以後ニ保證金ヲ差出シタルトキハ其ノ日カ一日ニ充タサル場合ト雖モ之ヲ一日ニ計算スヘキモノト存セラレ候尙即決例ニヨリ拘留ノ言渡ヲ爲シタルトキ刑期ニ相當スル金額ヲ保證トシテ差出シタル者刑ノ言渡確定シタル後直チニ出廷シ

テ其ノ執行ヲ受ケサルトキハ之等ノ者ニ關シ拘留執行ヲ強制スルノ方法ヲ講スルコトナク第十一條ニヨリ保證金ヲ沒收シ本刑ニ換フヘキモノト存シ候ヘ共一應貴局ノ御意見承知致度候

司法省刑事局長回答

本月三日違警罪即決例適用ノ件ニ關シ御照會ノ趣了承右ハ御意見ノ通り施行致シ候

第十二條 留置シタル者正式ノ裁判ヲ請求シ因テ呼出狀ノ

送達アリタル時ハ直チニ留置ヲ解クヘシ

本條は科料金を假納せず若くは保證金を差出さぬ爲留置したる場合、何時其の留置を解くべきかを規定したるものである。

本條は既に述べたる如く違警罪即決例立法當時に於ては其の適用を見たるも、現今の如く裁判事務輻輳せる時代に於ては科料刑の場合には二日間、拘留

刑の場合には第五條に定めたる期間内に被留置者が正式の裁判を請求し因つて裁判所より呼出狀の送達を受くるが如きは到底想像し得ざる所であるから、今日に於ては全く活用の無い條文として殘骸を止めて居るに過ぎない。

第十三條 留置ノ日數ハ一日ヲ一圓ニ折算シテ科料ノ金額

ニ算入シ又ハ拘留ノ刑期ニ算入スヘシ

本條は被告人を留置したる場合に於ける折算の方法を定めた規定である。即ち留置の日數は一日を一圓に折算して科料の金額又は拘留の刑期に夫々算入すべきものである。若し保證金を差出さざる爲、被告人を留置したる場合には、其の留置日數を確定したる拘留刑より控除して其の殘日數を執行すべきものである。

第十四條 第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ留置セラレタル者ノ接見又ハ書類其ノ他ノ物ノ接受ニ付テハ刑事訴訟法

第百十一條及ヒ第百十二條第一項ノ規定ヲ準用ス但接見ハ之ヲ禁止スルコトヲ得ス

本條も亦人權擁護の立場に於て今回新に追加せられたる規定で、被留置者と他人との接見の自由及び書類其の他の物件の授受に關する規定である。

即決官署が即決例第九條又は第十二條の規定に依つて被告人を留置したるときは、接見の自由及び物件の授受は法令の認むる範圍内では是を爲し得るのである（刑事訴訟法第百十一條參照）。

茲に所謂法令とは必ずしも刑事訴訟法規に限らず、廣く監獄法、監獄法施行規則等を包含するものであるから、若し監獄法規中に接見に關する制限規定があれば之に隨ふことを要し、無闇に接見の自由を與ふることを得ざるは勿論である。

接見の自由竝に書類の授受に付て主なる法令は刑事訴訟法、監獄法、監獄法

施行規則等である。

本條の適用は即決例第九條、第十條に依つて假納金の納付又は保證金を差出さざる場合、假執行手續として即決言渡確定前に被告人を留置したる場合に限られて居る。随つて科料金を完納せざる爲、其の換刑處分として被告人を勞役に留置したる場合、若くは拘留刑確定後其の刑の執行として拘禁したる場合の如きは本條の適用は無いのである。

一、接見自由の範圍

即決例第九條第十條に依つて留置したる者に對し接見を爲し得る者に付ては特別の規定が無いから、原則として何人と雖も接見を爲すことを得るのである。殊に本條但書に於て「接見ハ之ヲ禁止スルコトヲ得ス」と規定して居るから、如何なる場合と雖も警察官署は被留置者に對する接見丈は何人に限らず之を許可せねばならぬ。唯監獄法施行規則第二百十條に「十四歳未満ノ者ニハ在監者ト接見ヲ爲スコトヲ得ス」と規定して居る。此の施行規則第

百二十條と違警罪即決例第十條との關係に於て、或は違警罪即決例第十四條は新に設けられたる法條なるが故に監獄法施行規則第二百二十條の接見に關する點丈けは當然其の效力を失ひ、十四歳未滿の者でも留置中の者と接見することを得べきものであると主張する者がある。併し即決例第十四條は抽象的に接見禁止の處分を即決官署の自由裁量に依つて爲し得ざることを定めたのみであつて、其の接見に關しては勿論法令の範圍内に於てのみ其の自由を有するものであるから、即決例第十四條但書の規定は監獄法施行規則第二百二十條の規定を排斥したものでなく十四歳未滿の者は留置中の者と接見することを得ざるものと解することが正當である。

被留置者との接見に關して何等其の取扱手續が發布せられざる限り、監獄法及び同施行規則に於ける制限規定に準據すべきものである。今其の主なる制限と取扱に關する規定を見るに

二、接見時間及場所

イ、接見に要する時間は警察署長に於て已むことを得ざる事情ありと認むるときの外三十分以内なること。但し辯護人との接見は此の限りでない

(監獄法施行規則第二百一十一條、第二百二十四條)。

ロ、接見時間は警察署長に於て已むことを得ざる事情ありと認むるときの外、官廳執務時間内たることを要す(同規則第二百二十二條、第二百二十四條)。

ハ、接見は接見室に於て爲さしむること。被留置者疾病の爲接見室に赴くこと能はざるときは、其の居所に於て接見を爲さしむること(同規則第二百十六條)。

三、接見の手續

(イ) 留置者との接見を請ふ者あるときは、其の氏名、身分、職業、住所、年齢、被留置者との續柄及び面談の要旨を聞取り、接見者心得事項を告知し之を遵守せしむること。若し接見を請ふ者が辯護人なるときは其の氏名、職業、住所のみを聞取ること(同規則第二百五條)。

【参考】

接見者心得事項（明治四十一年監獄局長通牒）

- 一、接見中ハ總テ監獄官吏ノ指示ニ從フヘシ
- 一、接見者ハ豫メ承認ヲ得タル事項以外ニ涉リ談話スヘカラス
- 一、特ニ認可ヲ得タル者ニ非サレハ外國語ヲ用フヘカラス
- 一、接見ノ際ニハ金錢又ハ物品ヲ授受スヘカラス
- 一、談話ハ簡明ヲ旨トシ冗長ニ涉ラサル様注意スヘシ
- 一、接見ノ際立會官吏ノ指示ニ從ハス其ノ他不穩ノ言動アルトキハ接見ヲ停止スルコトアルヘシ

(ロ) 接見には警察官吏を立會はしむること（同規則第二百二十七條）。

(ハ) 外國語は警察署長の許可が無ければ接見の際使用し得ざること（同規則第二百二十八條）。

四、書類其の他物件授受の自由と其の制限

書類中に信書が含まれること當然であるが、書類は往々罪證湮滅等の爲用ゐられるから、即決例第十四條は原則として留置せられたる者は法令の範圍内に於て書類若くは物件の授受を爲し得べきことを規定して居るが、刑事訴訟法第百十二條を準用する結果、警察署は罪證を湮滅し又は逃亡を圖る虞あるときは留置せられたる者と他人と授受すべき書類其の他の物を檢閲し、其の授受を禁止若くは之を差押ふることを得るのである。接見の場合と異り物件授受の禁止、差押が出来程強い制限が設けられて居る。

書類（信書を含む）と書類以外の物件に區別して、書類の授受に關する制限規定を説明すれば

- 1、留置中の者の發受する信書は警察署長が之を檢閲したる上發信又は受信せしむること（監獄法施行規則第三百十條第一項）。
- 2、發信は封緘を爲さずして之を警察署長に差出さしめ、受信は警察署長が開披し、差支へないときは檢印を押捺した上で發受すること（同規則第三百十

條第二項。

3、外國文を用ひたる信書は檢閲の爲留置中の者の費用を以て翻譯せしむることを得るが、若し其の費用を負擔せざるときは信書の發受を許さざることを得（同規則第三百三十一條）。

4、留置中の者に交付したる信書及び裁判所その他の公務所から留置中の者に宛てたる文書は、本人が閲讀後之を領置すること（監獄法第四十八條、第四十九條）。

猶ほ書類の取扱に付ては

1、警察署に留置人信書發受簿を備へ置き、受信發信の年月日、其の住居氏名、交付の年月日、信書の内容、その他必要なる事項を記載し置くこと（同規則第三百三十七條、第三百三十八條等）。

2、信書の檢閲、發送及び交付の手續は成るべく速に之を爲すこと（同規則第三百三十六條）。

3、留置中の者が信書を自書すること能はざるときは、本人の求に因り警察官吏が之を代書してやること（同規則第三百三十三條）。

4、領置したる書類、信書は釋放の際之を交付すること（監獄法第五十五條）。
等が其の主なる規定である。

五、書類以外の物件授受に關する制限

(一) 被留置者携有物の領置

1、被留置者の携有する物は點檢して之を領置すること（監獄法第五十一條第一項）。

2、其の携有物が保存の價值なく又は保存に不適當と認むる物は其の領置を爲さず又は之を解くことが出来る。此の場合被留置者が相當の處分を爲さざるときは之を廢棄することを得（同法第五十一條第二項、第三項）。

3、金錢に非ざる領置物は本人の請求に因つて之を賣却して其の代金を領置することが出来る（同規則第四百十一條第一項）。

猶ほ被留置者携有物領置の取扱規定の主なるものは

- 1、留置物は領置金品基帳を備へて、之に領置物の品目及び數量を記載し、警察署長之に證印すること（同規則第四百十條）。
- 2、被留置者が領置物を以て其の父、母、配偶者、又は子の扶助其の他正當の用途に使ひ度いと申出たるときは、情狀に因り之を許すことが出来る（同法第五十二條）。
- 3、領置物は本人を釋放する際必ず之を交付すること（同法第五十五條）等である。

(二) 差入

- 1、被留置者に對し差入し得べき物件は、法令其他警察署長に於て有益と認むる文書、筆墨紙、印紙、郵便切手、郵便葉書、金錢及び司法大臣が認可したる物の外、衣類、臥具、飲食物、手巾及び履物に限り差入することが出来る（同規則第四百十三條、第四百十四條）。

2、被留置者には新聞紙、時事の論説を記載したる文書及び警察署の紀律を害すべき物を差入することを得ず（同規則第四百十二條）。

3、衣類、臥具の差入に付いては時季に適し且つ警察署の紀律及び衛生に害なき物に限り、其の品目及び箇數は警察署長の定むる所に依る（同規則第四百十五條、第九十二條）。

自辨又は差入を許したる物は本人に交付せざるときと雖も、携有物の例に依り領置の手續を爲すべきものである（同規則第四百十八條）。唯飲食物に付いては領置に關する規定を適用すべきものではない（同規則第四百十九條）。

即決例第十四條は刑事訴訟法第一百十二條第一項を準用して居るから、罪證を湮滅し又は逃亡を圖る虞ある場合には、警察署長は被留置者が發受する書類若くは其の他の物件の授受を禁止し、場合に依つては之を差押することを得るが、其の禁止又は差押は警察署長の命令書に依つて行ふべきものである。

唯糧食は生存の爲必要缺く可からざる物件であつて、之が授受を禁止し又は

其の差押を爲すが如きは人道上の問題たるが故に、即決例第十四條但書に「糧食ハ其ノ授受ヲ禁シ又ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス」と規定し特に此點を明白ならしめて居る。

違警罪即決例

(明治十八年九月二十四日
太政官布告第三十一號)

改正、昭和六年法律第六十六號

第一條 警察署長及ヒ分署長又ハ其代理タル官吏ハ其管轄地内ニ於テ犯シタル違警罪ヲ即決スヘシ但私訴ハ此限ニ在ラス

第二條 即決ハ裁判ノ正式ヲ用ヒス被告人ノ陳述ヲ聽キ證憑ヲ取調ヘ直チニ其言渡ヲ爲スヘシ

又被告人ヲ呼出スコトナク若クハ呼出シタリト雖モ出廷セサル時ハ直チニ其言渡書ヲ本人又ハ其住所ニ送達スルコトヲ得

第三條 即決ノ言渡ニ對シテハ違警罪裁判所ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得但正式ノ裁判ヲ經スシテ直チニ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

被告人ノ法定代理人保佐人又ハ配偶者ハ被告人ノ爲獨立シテ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第四條 即決ノ言渡書ニハ被告人ノ氏名年齢身分職業住所犯罪ノ場所年月日時罪名刑期及ヒ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得ヘキ期限竝ニ其言渡ヲ爲シタル警察署年月日警察官ノ氏名ヲ記載スヘシ

第五條 正式ノ裁判ヲ請求スル者ハ即決ノ言渡ヲ爲シタル警察署ニ申立書ヲ差出スヘシ但其期限ハ第二條第一項ノ場合ニ於テハ言渡アリタルヨリ三日内第二項ノ場合ニ於テハ言渡書ノ送達アリタルヨリ五日内トス

第六條 警察署ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタル時ハ二十四時内ニ訴訟ニ關スル一切ノ書類ヲ「違警罪裁判所」檢察官ニ送致スヘシ

第七條 第五條ニ定メタル期限内ニ正式ノ裁判ヲ請求セサル時ハ即決ノ言渡ヲ以テ確定ノモノトス

第八條 科料拘留ノ言渡ヲ爲シタル時必要ト認ムル場合ニ於テハ後ノ數條ニ定メタル處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 科料ノ言渡ヲ爲シタル時ハ其金額ヲ假納セシムヘシ若シ納メサル者ハ

一圓ヲ一日ニ折算シテ之ヲ留置ス其一圓ニ滿サル者ト雖モ仍ホ一日ニ計算ス

第十條 拘留ノ言渡ヲ爲シタル時ハ一日ヲ一圓ニ折算シ其刑期ニ相當ノ金額ヲ保證トシテ差出サシムヘシ若シ差出ササル者ハ第五條ニ定メタル期限内之ヲ留置ス但刑期五日内ナル時ハ其日數ニ過クルコトヲ得ス

第十條ノ二 前二條ノ規定ニ依リ留置シタル場合ニ於テハ速ニ被告人ノ法定代理人保佐人直系尊屬直系卑屬配偶者及ヒ被告人ノ屬スル家ノ戸主中被告人ノ指定スル者ニ其旨ヲ通知スヘシ

第十一條 保證金ヲ差出シタル者ハ刑ノ言渡確定シタル後直チニ出廷シテ其執行ヲ受クヘシ若シ出廷セサル時ハ保證金ヲ没入シテ本刑ニ換フ

第十二條 留置シタル者正式ノ裁判ヲ請求シ因テ呼出狀ノ送達アリタル時ハ直チニ留置ヲ解クヘシ

第十三條 留置ノ日數ハ一日ヲ一圓ニ折シテ科料ノ金額ニ算入シ又ハ拘留ノ刑

期ニ算入スヘシ

第十四條 第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ留置セラレタル者ノ接見又ハ書類其ノ他ノ物ノ接受ニ付テハ刑事訴訟法第百十一條及ヒ第百十二條第一項ノ規定ヲ準用ス但接見ハ之ヲ禁止スルコトヲ得ス

違警罪即決例釋義(終)

昭和二年四月十一日印刷
昭和四年四月八日再發行
昭和六年二月八日發行
昭和八年十月十八日增訂四版發行

警察犯・附違警罪

定價金一圓五十錢

版權
所有

著者 鹽野季彦

發行者 東京市神田區三崎町三ノ一六五 丸野定一郎

印刷者 東京市本郷區眞砂町三十六番地 龜谷良一

發行所

東京市神田區三崎町三ノ一六五

巖翠堂書店

振替東京七四二〇二番
電話九段(33)三五三六番

暴力行為等處罰法釋義

鹽野季彥述

特價三十五錢
送料四錢

警察法要論

鹽野季彥著

定價一圓五十錢
送料十二錢

難件八十殺人犯檢舉の端緒

小坂良輔著

特價一圓六十錢
送料十六錢

普選法選舉違反大審院判例抄錄

東京地方裁判所
檢事局霞會編

特價三十錢
送料四錢

陪審必携

赤羽慎治
木村慎治郎編

定價八十錢
送料十錢

商事調停法解說

長島毅著

定價八十錢
送料十錢

新民事訴訟法判例總攬

學說判例

三戶重太郎編著

定價五圓
送料二十四錢

巖 翠 堂 書 店

終



¥ 1.5 0